

令02原機（大安）066
令和2年8月31日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の補正について

令和2年5月11日付け令02原機（大安）027をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり補正いたします。

核燃料物質使用施設等保安規定（補正）

1. 補正の内容

令和2年5月11日付け令02原機(大安)027をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書を、別添1のとおり一部補正する。

また、既に認可を受けている保安規定に対し、一部補正を含めた変更の内容を別添2に示す。

2. 補正の理由

- (1) 使用前検査(溶接検査を含む。)及び施設管理に関する定期的な検査において、検査の独立性の確保の観点から検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者が検査を行うことを明確にする。
- (2) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び同規則の解釈(原規規発第1912257号-2 原子力規制委員会決定)の要求事項を品質マネジメント計画に反映する。
- (3) 施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標において、重要度の高い設備・機器がない場合においても除外することなく策定するよう変更する。
- (4) 地震及び火災が発生した場合の対応を明確にするため、地震又は火災時の措置を追加する。
- (5) 周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの実施に関する事項を追加する。
- (6) 保安規定に定める管理区域を解除する際の措置を明確にする。
- (7) 管理区域から退出する者に係る表面密度の基準を明確にする。
- (8) 非常事態における活動について、周辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等が含まれることを明確にする。
- (9) 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)第6条の10に定める事象に準ずる重大な事象が発生した場合の措置を追加する。
- (10) 記載の適正化を図る。
 - ① 機構の本部組織の定義を実態に合わせるため変更する。
 - ② 原子力施設検査室長の定義を明確にする。

- ③ 放射線管理用機器を示す別表について、使用方法を含むことを明確にする。
- ④ その他、表記の見直しを行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請書の補正 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
第4条	<p>（組織） 第4条 大洗研究所（南地区）の使用施設等の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会</u>をいう。</p>	<p>（組織） 第4条 大洗研究所（南地区）の使用施設等の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長</u>をいう。</p>
第5条	<p>（職務） 第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1)～(16) （省略） (17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、放射線業務従事者等の線量の評価に関する業務並びに別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第1課長の依頼に基づき、施設放射線管理用機器の保守及び校正を行うことができる。 (18)～(33) （省略）</p>	<p>（職務） 第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1)～(16) （補正なし） (17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、<u>環境放射能の測定業務</u>、放射線業務従事者等の線量の評価に関する業務並びに別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第1課長の依頼に基づき、施設放射線管理用機器の保守及び校正を行うことができる。 (18)～(33) （補正なし）</p>
第8条の3 第8条の4	<p>（独立検査組織の設置） 第8条の3 使用施設等の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査を行うために、大洗研究所に独立検査組織を設置する。</p> <p>（事業者検査の独立性の確保） 第8条の4 所長並びに使用施設等の運転・保守担当課及びその上司（部長等）は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p>	<p>（独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保） 第8条の3 大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者による事業者検査を行う。</p> <p>2 第5条に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p>
第9条	<p>（品質マネジメント計画） 第9条 （省略） 1.～2. （省略） 3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、<u>次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム－基本及び用語に従うものとする。</u> <u>「課長」とは、大洗研究所に属する室長及び課長をいう。</u> 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1)～(3) （省略） (4) （省略） a)～h) （省略） i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</p>	<p>（品質マネジメント計画） 第9条 （補正なし） 1.～2. （補正なし） 3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム－基本及び用語に従うものとする。 <u>（削る）</u> 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1)～(3) （補正なし） (4) （補正なし） a)～h) （補正なし） i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。<u>これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</u> <u>・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u> <u>・風通しの良い組織文化が形成されている。</u> <u>・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>(5)～(6) (省略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1～4.2.2 (省略)</p> <p>4.2.3 文書管理 (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>4.2.4～5.2 (省略)</p> <p>5.3 品質方針 (1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。</p> <p>a)～e) (省略)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・使用施設等に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項（4）項 b）参照）を含む。) が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1項（4）項参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>(2) (省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 <p>(5)～(6) (補正なし)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1～4.2.2 (補正なし)</p> <p>4.2.3 文書管理 (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、<u>次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</u> a) 文書の組織外への流出等の防止 b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) (補正なし)</p> <p>4.2.4～5.2 (補正なし)</p> <p>5.3 品質方針 (1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的因素並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び施設管理に関する方針を含む。 a)～e) (補正なし)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・使用施設等に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項（4）項 b）参照）を含む。) が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、<u>次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1項（4）項参照）</u>が作成されることを確実にする。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法</p> <p>(2) (補正なし)</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>5.4.2 (省略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1～5.6.1 (省略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a)～f) (省略) g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 <p>h)～k) (省略)</p> <p>i) 保安活動の改善のために実施した処置の有効性</p> <p>5.6.3～6.4 (省略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) (省略) (4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> a)～e) (省略) (5)～(6) (省略) <p>7.2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1～7.2.2 (省略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事等を担当する部長又は課長は、使用施設等の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。 	<p>5.4.2 (補正なし)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1～5.6.1 (補正なし)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a)～f) (補正なし) g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。） <p>h)～k) (補正なし)</p> <p>i) 保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2 項(3)項a)において同じ。）の有効性</p> <p>5.6.3～6.4 (補正なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) (補正なし) (4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> a)～e) (補正なし) (5)～(6) (補正なし) <p>7.2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1～7.2.2 (補正なし)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 <p>7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事等を担当する部長又は課長は、使用施設等の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1項(2)項c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>(2)～(4) (省略)</p> <p>7.3.2～7.3.4 (省略)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 (1) (省略) (2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。 (3) (省略)</p> <p>7.3.6～7.3.7 (省略)</p> <p>7.4 調達 所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を着実にするため、「大洗研究所調達管理要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。 また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス (1) (省略) (2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3)～(5) (省略) (6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の使用者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>7.4.2～7.5 (省略)</p> <p>7.5.1 個別業務の管理 所長、部長及び課長は、使用施設等の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。 管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。 a) 使用施設等の保安のために必要な情報が利用できる。</p> <p>b)～f) (省略)</p> <p>7.5.2～7.5.4 (省略)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p>	<p>設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2)～(4) (補正なし)</p> <p>7.3.2～7.3.4 (補正なし)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 (1) (補正なし) (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 (3) (補正なし)</p> <p>7.3.6～7.3.7 (補正なし)</p> <p>7.4 調達 所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、「大洗研究所調達管理要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。 また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス (1) (補正なし) (2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3)～(5) (補正なし) (6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の使用者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>7.4.2～7.5 (補正なし)</p> <p>7.5.1 個別業務の管理 所長、部長及び課長は、使用施設等の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。 管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。 a) 使用施設等の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。 • 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 • 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果 b)～f) (補正なし)</p> <p>7.5.2～7.5.4 (補正なし)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	<p>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6～8.2.1 (省略)</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) (省略) a) <u>4.2.2 項において定める品質マネジメント計画書</u> b) (省略) (2)～(8) (省略)</p> <p>8.2.3～8.2.4 (省略)</p> <p>8.3 不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1)～(6) (省略)</p> <p>8.4～8.5.1 (省略)</p> <p>8.5.2 是正処置等 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）について、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) (省略) (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。 a) 不適合等のレビュー及び分析 b)～e) (省略) (3) (省略) (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。 (5)～(6) (省略)</p> <p>8.5.3 (省略)</p>	<p>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6～8.2.1 (補正なし)</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) (補正なし) a) <u>本品質マネジメント計画の要求事項</u> b) (補正なし) (2)～(8) (補正なし)</p> <p>8.2.3～8.2.4 (補正なし)</p> <p>8.3 不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1)～(6) (補正なし)</p> <p>8.4～8.5.1 (補正なし)</p> <p>8.5.2 是正処置等 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）について、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) (補正なし) (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。 a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。） b)～e) (補正なし) (3) (補正なし) (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。 (5)～(6) (補正なし)</p> <p>8.5.3 (補正なし)</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
第24条	<p>(非常事態における活動)</p> <p>第24条 現地対策本部は、人命の救助、避難、非常事態の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。</p>	<p>(非常事態における活動)</p> <p>第24条 現地対策本部は、人命の救助、避難、非常事態の原因除去、拡大防止等(周辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等を含む。)に関する防護活動を行う。</p>
第30条	<p>(故障等の報告)</p> <p>第30条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設等について、核燃料使用規則第6条の10に定める事象が発生した場合には、その旨を所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項に掲げる事象が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、理事長に報告する。</p>	<p>(故障等の報告)</p> <p>第30条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設等について、核燃料使用規則第6条の10に定める事象及びこれに準ずる重大な事象が発生した場合には、その旨を所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を大洗研究所担当理事及び理事長に報告する。</p> <p>3 所長は、前項の報告後、核燃料使用規則第6条の10に定める事象については、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、理事長に報告する。</p>
第31条	<p>(管理区域)</p> <p>第31条 管理区域は、AGFについては別図第3、MMFについては別図第4、MMF-2については別図第5、FMFについては別図第6、WDFについては別図第7、JWTFについては別図第8、IRAFについては別図第9に掲げる区域とする。ただし、WDFの管理区域を別表第12に従い区分する。</p> <p>2 所長は、管理区域のうち、外部放射線に係る線量のみが線量告示に定める管理区域に係る値を超える、又は超えるおそれがある区域を第二種管理区域として、それ以外の区域を第一種管理区域として区分する。また、これを変更するときも同様とする。</p>	<p>(管理区域)</p> <p>第31条 管理区域は、AGFについては別図第3、MMFについては別図第4、MMF-2については別図第5、FMFについては別図第6、WDFについては別図第7、JWTFについては別図第8、IRAFについては別図第9に掲げる区域とする。ただし、WDFの管理区域を別表第12に従い区分する。</p> <p>2 所長は、管理区域のうち、外部放射線に係る線量のみが線量告示に定める管理区域に係る値を超える、又は超えるおそれがある区域を第二種管理区域として、それ以外の区域を第一種管理区域として区分する。また、これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項の管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>
第39条	<p>(管理区域の出入り管理)</p> <p>第39条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。 (2) 個人線量計を別表第14(1)及び(2)に従い着用すること。 (3) 定められた保護具を着用すること。 (4) 第一種管理区域から退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは放射線管理第1課長に通知すること。 (5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。 <p>4 管理区域管理者は、前項第2号の一時立入者に着用させた個人線量計に異常が確認された場合は、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第1課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理上必要な措置を講じるとともに、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し、本人に通知する。</p> <p>7 放射線管理第1課長は、第3項第4号の通知を受けた場合は、その者に汚染を除去するために必要な措置を講じさせるとともに、その結果を当該管理区域管理者に</p>	<p>(管理区域の出入り管理)</p> <p>第39条 (補正なし)</p> <p>2 (補正なし)</p> <p>3 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。 (2) 個人線量計を別表第14(1)及び(2)に従い着用すること。 (3) 定められた保護具を着用すること。 (4) 第一種管理区域から退出するときは、身体、衣服等に別表第15(1)に掲げる表面密度を超える汚染のないことを確認すること。 (5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。 <p>4 管理区域管理者は、前項第2号の一時立入者に着用させた個人線量計又は前項第4号の汚染検査において異常が確認された場合は、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第1課長は、前項の個人線量計の着用において異常の通知を受けた場合は、放射線管理上必要な措置を講じるとともに、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し、本人に通知する。</p> <p>7 放射線管理第1課長は、第4項の汚染検査における異常の通知を受けた場合は、その者に汚染を除去するために必要な措置を講じさせるとともに、その結果を当該</p>

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後
	通知する。 8～10 (省略)	管理区域管理者に通知する。 8～10 (補正なし)
第43条	(管理区域外への物品の持出し) 第43条 課長は、その課が所掌する業務を実施する放射線業務従事者（以下この条において「持出者」という。）が、第一種管理区域から物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第15(1)に掲げる値を超えないようにさせるとともに、同値以下であることについて放射線管理第1課長の確認を受けさせる。 2 課長は、持出者が別表第15(1)に掲げる値を超える物品を第一種管理区域から持ち出そうとするときは、放射線管理上必要な措置が講じられていること及び当該物品の表面密度が別表第15(2)に掲げる値を超えていないことを確認する。 3～4 (省略) 5 放射線管理第1課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第15(2)に掲げる値を超えていないことを確認する。 6 (省略)	(管理区域外への物品の持出し) 第43条 課長は、その課が所掌する業務を実施する放射線業務従事者（以下この条において「持出者」という。）が、第一種管理区域から物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第15(2)に掲げる値を超えないようにさせるとともに、同値以下であることについて放射線管理第1課長の確認を受けさせる。 2 課長は、持出者が別表第15(2)に掲げる値を超える物品を第一種管理区域から持ち出そうとするときは、放射線管理上必要な措置が講じられていること及び当該物品の表面密度が別表第15(3)に掲げる値を超えていないことを確認する。 3～4 (補正なし) 5 放射線管理第1課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第15(3)に掲げる値を超えていないことを確認する。 6 (補正なし)
第45条	(床、壁等の除染) 第45条 管理区域管理者は、別表第15(3)に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第1課長に連絡する。 2～6 (省略)	(床、壁等の除染) 第45条 管理区域管理者は、別表第15(4)に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第1課長に連絡する。 2～6 (補正なし)
第46条	(線量率等の測定) 第46条 放射線管理第1課長は、管理区域内における線量率等の管理のため、別表第16に定めるところにより測定する。ただし、第二種管理区域にあっては、空気中の放射性物質濃度の測定を省略することができる。 2 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第10に示す地点について、別表第17に掲げるところにより、線量率を測定する。	(線量率等の測定) 第46条 放射線管理第1課長は、管理区域内における線量率等の管理のため、別表第16に定めるところにより測定する。ただし、第二種管理区域にあっては、空気中の放射性物質濃度の測定を省略することができる。 2 環境監視線量計測課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。
第49条の4	(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 第49条の4 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い機器がない場合は、この限りでない。 2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。 3～4 (省略)	(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 第49条の4 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。 3～4 (補正なし)
(新設)	(新設)	(地震又は火災時の措置) 第77条の2 施設管理者及び放射線管理第1課長は、震度4以上の地震が発生した場合、速やかに施設及び設備を点検し、保安上の影響を確認する。 2 施設管理者及び放射線管理第1課長は、火災が発生した場合、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後速やかに施設及び設備を点検し、保安上の影響を確認する。 3 放射線管理第1課長は、第1項又は前項の確認の結果を施設管理者に報告する。 4 施設管理者は、第1項又は第2項の確認を行った場合並びに前項の報告を受けた場合は、施設管理統括者に報告する。

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）	補正後																																																																						
第78条の3	<p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第78条の3 施設管理者及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 施設管理者は、前項の定量的な施設管理目標（策定した場合に限る。）を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、施設管理統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3～4 （省略）</p>	<p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第78条の3 施設管理者及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 施設管理者は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、施設管理統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3～4 （補正なし）</p>																																																																						
別表第11	<p>別表第11 核燃料物質の使用等に関する記録（第29条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th><th>記録すべき場合</th><th>記録責任者</th><th>保存責任者</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="5">(省略)</td></tr> <tr> <td>5. 保安教育の記録</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(i) 保安教育の実施計画 (第18条)</td><td>策定の都度</td><td>各部長</td><td>各部長</td><td>3年間</td></tr> <tr> <td>(ii) 保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第18条)</td><td>実施の都度</td><td>室長及び各課長</td><td>室長及び各課長</td><td>3年間</td></tr> <tr> <td>6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。) (第9条)</td><td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td><td>統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長</td><td>統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長</td><td>当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間</td></tr> <tr> <td align="center" colspan="5">(省略)</td></tr> </tbody> </table> <p>注1～注3 （省略）</p>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	(省略)					5. 保安教育の記録					(i) 保安教育の実施計画 (第18条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	(ii) 保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第18条)	実施の都度	室長及び各課長	室長及び各課長	3年間	6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。) (第9条)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長	統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間	(省略)					<p>別表第11 核燃料物質の使用等に関する記録（第29条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th><th>記録すべき場合</th><th>記録責任者</th><th>保存責任者</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="5">(補正なし)</td></tr> <tr> <td>5. 保安教育の記録</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(i) 保安教育の実施計画 (第18条)</td><td>策定の都度</td><td>各部長</td><td>各部長</td><td>3年間</td></tr> <tr> <td>(ii) 保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第18条)</td><td>実施の都度</td><td>原子力施設検査室長及び各課長</td><td>原子力施設検査室長及び各課長</td><td>3年間</td></tr> <tr> <td>6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。) (第9条)</td><td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td><td>統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長</td><td>統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長</td><td>当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間</td></tr> <tr> <td align="center" colspan="5">(補正なし)</td></tr> </tbody> </table> <p>注1～注3 （補正なし）</p>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	(補正なし)					5. 保安教育の記録					(i) 保安教育の実施計画 (第18条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	(ii) 保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第18条)	実施の都度	原子力施設検査室長及び各課長	原子力施設検査室長及び各課長	3年間	6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。) (第9条)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長	統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間	(補正なし)				
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																																																				
(省略)																																																																								
5. 保安教育の記録																																																																								
(i) 保安教育の実施計画 (第18条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間																																																																				
(ii) 保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第18条)	実施の都度	室長及び各課長	室長及び各課長	3年間																																																																				
6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。) (第9条)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長	統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間																																																																				
(省略)																																																																								
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																																																				
(補正なし)																																																																								
5. 保安教育の記録																																																																								
(i) 保安教育の実施計画 (第18条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間																																																																				
(ii) 保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第18条)	実施の都度	原子力施設検査室長及び各課長	原子力施設検査室長及び各課長	3年間																																																																				
6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。) (第9条)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長	統括監査の職員、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、各部長、室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間																																																																				
(補正なし)																																																																								
別表第15	<p>別表第15 表面密度の基準（第43条、第45条） (新設)</p> <p>(1) 持出物品に係る表面密度の基準 (省略)</p> <p>(2) 持出物品に係る表面密度限度 (省略)</p> <p>(3) 管理区域に係る表面密度 (省略)</p>	<p>別表第15 表面密度の基準（第39条、第43条、第45条）</p> <p>(1) 管理区域からの退出者に係る表面密度</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td><td>0.4 Bq/cm²</td></tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td><td>4 Bq/cm²</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 持出物品に係る表面密度の基準 (補正なし)</p> <p>(3) 持出物品に係る表面密度限度 (補正なし)</p> <p>(4) 管理区域に係る表面密度 (補正なし)</p>	アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²																																																																		
アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²																																																																							
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²																																																																							

該当箇所	補正前（令和2年5月11日付け申請）						補正後					
別表第17	別表第17 周辺監視区域及びその周辺区域における線量率の測定及び放射線管理用機器（第46条、第50条関係）						別表第17 周辺監視区域、その周辺区域における線量率の測定及び放射線管理用機器並びに使用方法（第50条関係）					
	測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定ひん度	測定線種	測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	（削る）	測定線種
	モニタリングポスト	別図第10に示す箇所	10 ⁻² ～10 ⁵ μGy/h	14	週1回	空気吸収ガンマ線量率	モニタリングポスト	平常時の環境放射線モニタリング計画に示す箇所	10 ⁻² ～10 ⁵ μGy/h	14	（削る）	ガンマ線
別表第20	別表第20 AGF放射線管理用機器（第50条、第65条） (省略)						別表第20 AGF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条） (補正なし)					
別表第21	別表第21 MMF放射線管理用機器（第50条、第65条） (省略)						別表第21 MMF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条） (補正なし)					
別表第22	別表第22 MMF-2放射線管理用機器（第50条、第65条） (省略)						別表第22 MMF-2放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条） (補正なし)					
別表第23	別表第23 F MF放射線管理用機器（第50条、第65条） (省略)						別表第23 F MF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条） (補正なし)					
別表第24	別表第24 W DF放射線管理用機器（第50条、第65条） (省略)						別表第24 W DF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条） (補正なし)					
別表第25	別表第25 J W T F放射線管理用機器（第50条、第65条） (省略)						別表第25 J W T F放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条） (補正なし)					
別表第26	別表第26 I R A F放射線管理用機器（第50条、第65条） (省略)						別表第26 I R A F放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条） (補正なし)					
別図第10	別図第10 周辺監視区域図（第35条、第46条） (省略)						別図第10 周辺監視区域図（第35条） (補正なし)					

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表
(現行 - 補正後)

令和2年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

第1編 總則

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第1編 総則 第1章 通則</p> <p>第1条 （省略） (基本方針) 第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1編 総則 第1章 通則</p> <p>第1条 （変更なし） (基本方針) 第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p><u>2 法第56条の3第1項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「核燃料使用規則」という。）第2条の11の7第1項第1号から第4号までの定めに従って、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。</u></p>	<p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更</p>
<p>第2条 （省略） (定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。 (2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。 (3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長をいう。 (4) 「施設管理統括者」とは、使用施設等を統括する部長をいう。 (5) 「施設管理者」とは、使用施設等を管理する課長をいい、別表第2に掲げる者とする。 (6) 「管理区域管理者」とは、使用施設等の管理区域を管理する課長をいい、別表第3に掲げる者とする。ただし、管理区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。 (7) 「放射線業務従事者」とは、核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。 (8) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域に立ち入る者をいう。 (9) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。 (10) 「核燃料物質等の取扱い」とは核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付随する作業をいう。 (11) 「放射線管理」とは、使用施設等に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。 (12) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。 (13) 「廃棄物の仕掛品」とは、使用施設等で発生した固体状の核燃料物質等で保管廃棄施設に保管する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物をいう。</p>	<p>第2条 （変更なし） (定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。 (2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。 (3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長及び原子力施設検査室長をいう。 (4) 「施設管理統括者」とは、使用施設等を統括する部長をいう。 (5) 「施設管理者」とは、使用施設等を管理する課長をいい、別表第2に掲げる者とする。 (6) 「管理区域管理者」とは、使用施設等の管理区域を管理する課長をいい、別表第3に掲げる者とする。ただし、管理区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。 (7) 「放射線業務従事者」とは、核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。 (8) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域に立ち入る者をいう。 (9) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。 (10) 「核燃料物質等の取扱い」とは核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付随する作業をいう。 (11) 「放射線管理」とは、使用施設等に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。 (12) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。 (13) 「廃棄物の仕掛品」とは、使用施設等で発生した固体状の核燃料物質等で保管廃棄施設に保管する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物をいう。</p>	<p>法令改正に伴い、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定めて保全活動を行う基本方針を追加</p> <p>原子力施設検査室長の追加に伴う定義の見直し</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
(14) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。 (15) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。 (16) 「 <u>使用施設等の定期的な自主検査</u> 」とは、 <u>使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査並びに使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定機器の校正</u> をいう。 (17) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、使用施設等において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行なうことが困難な事態であり、別表第4に掲げる事態をいう。 (18) 「緊急作業」とは、使用施設等の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。 (19) 「品質保証」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。 (20) 「保安活動」とは、使用施設等の保安のために必要な措置をいう。 <u>(新設)</u>	(14) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。 (15) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。 <u>(削る)</u> (16) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、使用施設等において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行なうことが困難な事態であり、別表第4に掲げる事態をいう。 (17) 「緊急作業」とは、使用施設等の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。 (18) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。 (19) 「保安活動」とは、使用施設等の保安のために必要な措置をいう。 (20) 「保全活動」とは、保安活動のうち、使用施設等の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。 (21) 「事業者検査」とは、法第55条の2第1項に基づき事業者が行う使用前検査（接種検査を含む。以下「使用前事業者検査」という。）及び法第56条の3第1項第1号の定めにより核燃料使用規則第2条の11の7第1項第4号ニに基づき事業者が行う施設管理に関する定期的な検査（以下「定期事業者検査」という。）をいう。 (22) 「施設管理方針」とは、使用施設等が法第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「使用施設等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第11号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、策定する方針をいう。 (23) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、使用施設等ごとの施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。 (24) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、使用施設等ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。 ① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項 ② 使用施設等の設計及び工事に関する事項 ③ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関する事項 ④ 使用施設等の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する事項 ⑤ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行なう保安の確保のための措置に関する事項 ⑥ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項 ⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項	法令改正に伴い、定期的な自主検査の定義の削除 号番号の繰上げ（以下同じ。）
 <u>(新設)</u>		

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
(新設)	<p>⑧ 使用施設等の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(25) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項並びに使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(26) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p>	
(新設)	第3条の2・第3条の3 (省略)	第3条の2・第3条の3 (変更なし)
第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 (組織) 第4条 大洗研究所（南地区）の使用施設等の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。 (職務) 第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、使用施設等に関する保安活動を総理する。 (2) 統括監査の職は、使用施設等の品質保証活動に係る内部監査の業務を行う。 (3) 管理責任者は、使用施設等の品質保証活動に関する業務の責任者として、品質保証活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質保証活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに使用施設等の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事とする。 (4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質保証活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。 (新設) (5) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統理する。 (6) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統括する。 (新設) (7) 高速炉サイクル研究開発センター長は、所長が行う高速炉サイクル研究開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐する。 (8) 環境技術開発センター長は、所長が行う環境技術開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐する。 (9) 保安管理部長は、次号から第13号までに掲げる保安活動を統括するととも	第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 (組織) 第4条 大洗研究所（南地区）の使用施設等の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。 (職務) 第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、使用施設等に関する保安活動を総理する。 (2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。 (3) 管理責任者は、第9条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。 (4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。 (5) 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。 (6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統理する。 (7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統括する。 (8) 原子力施設検査室長は、第8条の3に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。 (9) 高速炉サイクル研究開発センター長は、所長が行う高速炉サイクル研究開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐する。 (10) 環境技術開発センター長は、所長が行う環境技術開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐する。 (11) 保安管理部長は、次号から第15号までに掲げる保安活動を統括するととも	品質マネジメントシステムの見直しに伴い、本部組織に契約部長を追加、本部の定義の適正化 品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更 品質マネジメントシステムの見直しに伴う記載の適正化 品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更 品質マネジメントシステムの見直しに伴う記載の適正化 品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更 品質マネジメントシステムの見直しに伴う調達業務に係る職位の追加 号番号の線下げ（以下同じ。） 独立監査組織の設置に伴う職位の追加 記載の適正化

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>に、第28条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、管理部長、燃料材料開発部長、高速実験炉部長及び環境保全部長に対し、品質保証活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(10) 安全対策課長は、大洗研究所（南地区）における保安教育の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(11) 施設安全課長は、大洗研究所（南地区）における品質保証活動の庶務に関する業務及び使用施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(12) 危機管理課長は、非常の場合に採るべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(13) 核物質管理課長は、使用施設等に係る周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線管理部長は、次号及び第16号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(15) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、放射線業務従事者等の線量の評価に関する業務並びに別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第1課長の依頼に基づき、施設放射線管理用機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(16) 放射線管理第1課長は、使用施設等の放射線管理に関する業務及び別表第1第4欄に掲げる機器の管理を行う。</p> <p>(17) 管理部長は、第18号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(新設)</p> <p>(18) 工務課長は、使用施設等のうち別表第1第3欄に掲げる付帯設備の主要部分及び建物に関する保守業務を行う。ただし、実施内容については、施設管理者が計画を立て、これに基づき工務課長が実施する。</p> <p>(19) 燃料材料開発部長は、次号から第23号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(20) 燃料技術開発課長は、燃料材料開発部長が行う統括に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(21) 集合体試験課長は、F M Fに関する核燃料物質等の取扱業務、並びに施設の運転及び保守業務を行うとともに、A G F、M M F及びM M F-2に関する核燃料物質等（放射性廃棄物を除く。）の運搬業務を行う。ただし、第16号、第18号及び第30号に掲げる業務を除く。</p> <p>(22) 燃料試験課長は、A G Fに関する核燃料物質等の取扱業務、並びに施設の運転及び保守業務を行う。ただし、第16号、第18号、第21号及び第30号に掲げる業務を除く。</p> <p>(23) 材料試験課長は、M M F及びM M F-2に関する核燃料物質等の取扱業務、並びに施設の運転及び保守業務を行う。ただし、第16号、第18号、第21号及び第30号に掲げる業務を除く。</p> <p>(24) 高速実験炉部長は、次号から第28号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(25) 高速炉技術課長は、I R A Fに関する核燃料物質はくの放射化量測定及びこれに係る運搬を行う。</p> <p>(26) 高速炉第1課長は、J W T Fに関する施設の運転及び保守業務、並びに液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の廃棄に関する業務を行うとともに、核燃料物質等で汚染されたものの運搬を行う。ただし、第16号、第18号、第27号及び第30号に掲げる業務を除く。</p> <p>(27) 高速炉第2課長は、J W T Fの付帯設備の保守業務を行う。</p>	<p>に、第28条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、管理部長、燃料材料開発部長、高速実験炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(12) 安全対策課長は、大洗研究所（南地区）における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(13) 施設安全課長は、大洗研究所（南地区）における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び使用施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(14) 危機管理課長は、非常の場合に講すべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(15) 核物質管理課長は、使用施設等に係る周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理部長は、次号及び第18号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務、放射線業務従事者等の線量の評価に関する業務並びに別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第1課長の依頼に基づき、施設放射線管理用機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(18) 放射線管理第1課長は、使用施設等の放射線管理に関する業務及び別表第1第4欄に掲げる機器の管理を行う。</p> <p>(19) 管理部長は、次号の調達課長が行う業務及び第21号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(20) 調達課長は、大洗研究所（南地区）における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(21) 工務課長は、使用施設等のうち別表第1第3欄に掲げる付帯設備の主要部分及び建物に関する保守業務を行う。ただし、実施内容については、施設管理者が計画を立て、これに基づき工務課長が実施する。</p> <p>(22) 燃料材料開発部長は、次号から第26号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(23) 燃料技術開発課長は、燃料材料開発部長が行う統括に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(24) 集合体試験課長は、F M Fに関する核燃料物質等の取扱業務、並びに施設の運転及び保守業務を行うとともに、A G F、M M F及びM M F-2に関する核燃料物質等（放射性廃棄物を除く。）の運搬業務を行う。ただし、第18号、第21号及び第33号に掲げる業務を除く。</p> <p>(25) 燃料試験課長は、A G Fに関する核燃料物質等の取扱業務、並びに施設の運転及び保守業務を行う。ただし、第18号、第21号、第24号及び第33号に掲げる業務を除く。</p> <p>(26) 材料試験課長は、M M F及びM M F-2に関する核燃料物質等の取扱業務、並びに施設の運転及び保守業務を行う。ただし、第18号、第21号、第24号及び第33号に掲げる業務を除く。</p> <p>(27) 高速実験炉部長は、次号から第31号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(28) 高速炉技術課長は、I R A Fに関する核燃料物質はくの放射化量測定及びこれに係る運搬を行う。</p> <p>(29) 高速炉第1課長は、J W T Fに関する施設の運転及び保守業務、並びに液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の廃棄に関する業務を行うとともに、核燃料物質等で汚染されたものの運搬を行う。ただし、第18号、第21号、次号及び第33号に掲げる業務を除く。</p> <p>(30) 高速炉第2課長は、J W T Fの付帯設備の保守業務を行う。</p>	<p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更</p> <p>品質マネジメントシステムの変更に伴う職務の見直し</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>環境放射能の測定に係る職務の追加</p> <p>品質マネジメントシステムの変更に伴う調達業務に係る職務及び職位の追加、記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(28) 高速炉照射課長は、IRAFに関する核燃料物質等の取扱業務（放射性廃棄物の運搬業務を除く。）、並びに施設の運転及び保守業務を行う。ただし、第<u>1</u>号、第<u>18</u>号及び第<u>25</u>号に掲げる業務を除く。</p> <p>(29) 環境保全部長は、次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(30) 環境技術課長は、WDFに関する施設の運転及び保守業務を行う。また、使用施設等の固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）及び液体廃棄物の廃棄に関する業務、並びに核燃料物質により汚染された物（放射性廃棄物を含む。）の運搬に関する業務を行う。ただし、第<u>16</u>号及び第<u>18</u>号に掲げる業務を除く。</p> <p>2 この規定に定める品質保証活動及び保安活動と前項に掲げる者との関連は、別表第4.1のとおりとし、各職位は、各自の業務所掌範囲に基づき、品質保証の考えのもと保安活動に関する業務を行う。</p>	<p>(31) 高速炉照射課長は、IRAFに関する核燃料物質等の取扱業務（放射性廃棄物の運搬業務を除く。）、並びに施設の運転及び保守業務を行う。ただし、第<u>1</u>号、第<u>21</u>号及び第<u>28</u>号に掲げる業務を除く。</p> <p>(32) 環境保全部長は、次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(33) 環境技術課長は、WDFに関する施設の運転及び保守業務を行う。また、使用施設等の固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）及び液体廃棄物の廃棄に関する業務、並びに核燃料物質により汚染された物（放射性廃棄物を含む。）の運搬に関する業務を行う。ただし、第<u>18</u>号及び第<u>21</u>号に掲げる業務を除く。</p> <p>（削る）</p>	記載の適正化
<p>第2節 核燃料取扱主務者</p> <p>第6条（省略）</p> <p>（核燃料取扱主務者の職務）</p> <p>第6条の2 核燃料取扱主務者は、使用施設等に関する保安の監督を誠実に行うことと任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法及び法に關係する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認する。</p> <p>(4) 法令に基づき行う施設検査等に原則として立ち会う。</p> <p>(5) 第30条第2項に該当する調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(6) 保安教育基本計画を確認する。</p> <p>(7) 使用施設等安全審査委員会に原則として出席する。</p> <p>(8) 所長が定める使用施設等に関する保安上必要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p>	<p>第2節 核燃料取扱主務者</p> <p>第6条（変更なし）</p> <p>（核燃料取扱主務者の職務）</p> <p>第6条の2 核燃料取扱主務者は、使用施設等に関する保安の監督を誠実に行うことと任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法及び法に關係する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認する。</p> <p>（削る）</p> <p>(4) 第30条第2項に該当する調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(5) 保安教育基本計画を確認する。</p> <p>(6) 使用施設等安全審査委員会に原則として出席する。</p> <p>(7) 所長が定める使用施設等に関する保安上必要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p>	法令改正に伴い、核燃料取扱主務者の職務から検査の立会いに関する事項を削除 号番号の線上げ（以下同じ。）
<p>第6条の3（省略）</p> <p>第3節 委員会</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第7条 理事長は、機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（核燃料物質の使用許可及びその変更許可に関する重要事項）</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p>	<p>第3節 委員会</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第7条 理事長は、機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（核燃料物質の使用許可及びその変更許可に関する重要事項）</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質マネジメント活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p>	品質マネジメントシステムの見直しに伴う用語の変更（以下同じ。）

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第7条の2～第8条（省略）</p> <p>（品質保証推進委員会の審議事項）</p> <p>第8条の2 品質保証推進委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質保証活動に関する基本的事項 (2) 品質保証活動に関する重要事項 (3) その他、所長が諮問する事項 <p>2 品質保証推進委員会は、前項各号に掲げる事項について、審議結果を所長に報告する。</p> <p>3 所長は、前項の審議結果を尊重する。</p> <p>（新設）</p>	<p>第7条の2～第8条（変更なし）</p> <p>（品質保証推進委員会の審議事項）</p> <p>第8条の2 品質保証推進委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項 (2) 品質マネジメント活動に関する重要事項 (3) その他、所長が諮問する事項 <p>2 品質保証推進委員会は、前項各号に掲げる事項について、審議結果を所長に報告する。</p> <p>3 所長は、前項の審議結果を尊重する。</p> <p>第4節 独立検査組織 （独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保）</p> <p>第8条の3 大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者による事業者検査を行う。</p> <p>2 第5条に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p>	法令改正に伴い、独立検査組織の設置及びその独立性の確保について規定
<p>第3章 品質保証 （品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施）</p> <p>第9条</p> <p>理事長は、この規定に定める使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、トップマネジメントとして次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質保証計画の策定の目的に関する事項 (2) 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関する事項 (3) 品質保証活動の実施に関する事項 (4) 品質保証活動の評価に関する事項 (5) 品質保証計画の継続的な改善に関する事項 (6) 文書及び記録の管理に関する事項 <p>2 理事長は、第5条第1項第2号から第30号に掲げる者に対し、品質保証計画に基づき、所掌する保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させる。</p> <p>3 第5条第1項第2号から第30号に掲げる者は、前項に基づき品質保証活動を実施する。</p>	<p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第9条 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 本品質マネジメント計画は、使用施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、使用施設等の安全の確保・維持・向上を図るために保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 2. 適用範囲 本品質マネジメント計画は、使用施設等において実施する保安活動に適用する。 3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム－基本及び用語に従うものとする。 4. 品質マネジメントシステム <ol style="list-style-type: none"> 4.1 一般要求事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。 	法令改正に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を規定（以下同じ。）

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 使用施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b) 使用施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響 <p>(3) 保安に係る各組織は、使用施設等に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。 別図第2に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。 b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。 別図第2.1に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。 c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。 d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。 e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。 f) これらのプロセスについて、7.1項どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために、必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。 g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。 h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。 i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 (5) 保安に係る各組織は、業務・使用施設等に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を7.4項に従って明確にし、管理する。 (6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>また、別表第5に使用施設等に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル（一次文書）</p> <p>本品質マネジメント計画 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、施設品質マネジメント計画書を作成する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。） b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項 c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報 d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止 b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようになる。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p> <p>g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・使用施設等に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全が他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>5.3 品質方針</p> <p>(1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び施設管理に関する方針を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。 <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・使用施設等に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項（4）項b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。</p> <p>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1項（4）項参照）が作成されることを確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法 <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持 c) 資源の利用可能性 d) 責任及び権限の割当て <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、第4条及び第5条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に關係する要員が理解することを確実にする。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1項参照）を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようとする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。 <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 要員に、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るもの）を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、大洗研究所に使用施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>を通じて、<u>使用施設等の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 内部監査の結果 b) 組織の外部の者からの意見 c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。） d) 事業者検査並びに自主検査等の結果 e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。） f) 関係法令の遵守状況 g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。） h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 j) 改善のための提案 k) 資源の妥当性 l) 保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2 項(3)項a)において同じ。）の有効性 <p><u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p>(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善 c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 e) 関係法令の遵守に関する改善 <p>(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 項参照）。</p> <p>(3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p> <p><u>6. 資源の運用管理</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>6.1 資源の確保 <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</u></p> <p>(1) <u>人的資源（要員の力量）</u> (2) <u>インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</u> (3) <u>作業環境</u> (4) <u>その他必要な資源</u></p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、大洗研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u> (2) <u>保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u> (3) <u>外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) <u>所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u> a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u> b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u> c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u> d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u> e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</u> (2) <u>理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</u> (3) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1) 項の a) から e) までに準じた管理を行う。</u></p> <p>6.3 インフラストラクチャ <u>所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を 7.1 項にて明確にし、これを維持管理する。</u></p> <p>6.4 作業環境 <u>所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を 7.1 項にて明確にし、運営管理する。</u> <u>なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</u></p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>(1) 所長及び部長は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第5のとおり策定する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項 c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 d) 業務・使用施設等のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照） <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において使用施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・使用施設等に対する要求事項の明確化</p> <p>所長、部長及び課長は、次の事項を7.1項において明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 業務・使用施設等に関連する法令・規制要求事項 b) 明示されてはいないが、業務・使用施設等に必要な要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等） <p>7.2.2 業務・使用施設等に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 業務・使用施設等に対する要求事項が定められている。 b) 業務・使用施設等に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合は、それについて解決されている。 c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 <p>(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>7.2.3 外部とのコミュニケーション <u>所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確實に提供する方法 d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、使用施設等の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1項(2)項c）の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限 d) 設計開発に必要な内部及び外部の資源 <p>(3) 担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインターフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、使用施設等の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 機能及び性能に関する要求事項 b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報 c) 適用される法令・規制要求事項 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 <p>(2) 担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び使用施設等の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な使用施設等の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり(7.3.1項参照)に体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり(7.3.1項参照)に検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる使用施設等又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1項参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該使用施設等の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該使用施設等の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、使用施設等を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別とともに、その記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該使用施設等を構成する要素(材料又は部品)及び関連する使用施設等に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>7.4 調達</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、「大洗研究所調達管理要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。</p> <p>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確實にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</p> <p>(5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の使用者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項 c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項 f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g) その他調達物品等に関し必要な要求事項 <p>(2) 部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、検証を実施する。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>(2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（7.4.2項参照）の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施 <u>所長、部長及び課長は、業務の計画（7.1項参照）に従って、次の事項を実施する。</u></p> <p>7.5.1 個別業務の管理 <u>所長、部長及び課長は、使用施設等の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</u> <u>管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>使用施設等の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果 b) <u>必要な時に、作業手順が利用できる。</u> c) <u>適切な設備を使用している。</u> d) <u>監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u> e) <u>監視及び測定が実施されている（8.2.3項参照）。</u> f) <u>業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</u> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 (1) <u>部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</u> (2) <u>部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u> (3) <u>部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u> (4) <u>部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u> b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</u> c) <u>妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）</u> d) <u>記録に関する要求事項</u> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ (1) <u>部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要項に関連して適切な手段で業務・使用施設等を識別し、管理する。</u> (2) <u>部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・使用施設等について固有の識別をし、その記録を管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.5.4 組織外の所有物 (1) <u>部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> </p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>7.5.5 調達製品の保存 <u>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 <u>監視機器及び測定機器の管理を行う部長は、各部の監視機器及び測定機器の管理要領を定め、次の管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようとする。</u></p> <p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態が明確にできる識別をする。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができるないようにする。</u></p> <p>e) <u>取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p>(4) <u>部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4項参照）。</u> <u>また、その機器及び影響を受けた業務・使用施設等に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(6) <u>部長及び課長は、規定要求事項にかかる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p>a) <u>業務に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3項参照）により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>a) 本品質マネジメント計画の要求事項</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、センター長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験 所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 部長及び課長は、使用施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1項参照）に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や使用施設等を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。 また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</p> <p>8.3 不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 不適合を除去するための処置を行う。 b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。 c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。 <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(5) 所長は、使用施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1項参照） b) 業務・使用施設等に対する要求事項への適合性（8.2.3項及び8.2.4項参照） c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び使用施設等の特性及び傾向（8.2.3項及び8.2.4項参照） d) 供給者の能力（7.4項参照） <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、統括監査の職、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。 (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。 <ul style="list-style-type: none"> a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。） b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定 c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化 d) 必要な処置の決定及び実施 	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更 b) 品質マネジメントシステムの変更 <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものも含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。 この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者と共有することも含む。 <ul style="list-style-type: none"> a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。 	
<p>（保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善）</p> <p>第10条 第5条第1項第6号から第30号に掲げる者は、保安活動に必要な計画又は管理の方法を策定する。</p> <p>2 第5条第1項第6号から第30号に掲げる者は、前項の保安活動を実施する。</p> <p>3 所長及び部長は、所掌する保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。</p>	<p>第10条 削除</p>	第9条に規定する品質マネジメント計画に含まれるために削除（以下同じ。）
<p>（検査及び試験）</p> <p>第11条 理事長は、品質保証計画において検査及び試験、並びに検査及び試験に必要な監視機器及び測定機器の管理について定める。</p> <p>2 部長は、前項に基づき検査及び試験の管理の方法を策定する。</p> <p>3 部長は、第1項に基づき検査及び試験に必要な監視機器及び測定機器の管理の方法を策定する。</p> <p>4 課長は、第2項及び第3項の方法に基づき管理を行う。</p>	<p>第11条 削除</p>	
<p>（内部監査）</p> <p>第12条 理事長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、統</p>	<p>第12条 削除</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>括監査の職に毎年度1回以上、内部監査を実施させる。</p> <p>2 統括監査の職は、前項の内部監査を実施するときには、内部監査の年度計画を作成し、理事長の承認を得る。</p> <p>3 統括監査の職は、前項の年度計画に基づき、内部監査員の選定を含む監査計画を策定し、内部監査を実施する。</p> <p>4 統括監査の職は、前項の結果を理事長に報告する。</p> <p>5 統括監査の職は、第3項の内部監査の結果、明らかとなった不適合について、本部においては安全・核セキュリティ統括部長に、大洗研究所においては大洗研究所担当理事に対して不適合の処理及び是正処置の実施を指示する。</p> <p>6 安全・核セキュリティ統括部長又は大洗研究所担当理事は、前項の指示に対する不適合の処理及び是正処置を実施し、その結果を統括監査の職に報告する。また、予防処置が必要と判断した場合は、その処置を実施する。</p> <p>7 統括監査の職は、前項の報告を受けた場合は、採られた処置を検証し、その結果を理事長に報告する。</p> <p><u>(不適合管理)</u></p> <p>第13条 理事長は、不適合管理に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不適合が放置されることを防ぐための管理に関する事項 (2) 不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録の維持に関する事項 (3) 不適合に修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に関する事項 <p>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動において不適合を検出した場合は、その不適合に関し、品質保証計画に基づき、不適合を除去するために必要な処置を行う。</p> <p>3 部長は、前項の不適合のうち、次の各号に該当する不適合の処置を所長及び当該処置の対象となる保安活動を所掌するセンター長に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第30条に関する事象が発生した場合 (2) 保安規定に適合しない事象が発生した場合 (3) その他、部長が報告する必要があると判断した場合 <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、安全・核セキュリティ統括部長に報告する。</p> <p><u>(是正処置)</u></p> <p>第13条の2 理事長は、是正処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不適合の内容確認に関する事項 (2) 不適合の原因特定に関する事項 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関する事項 (4) 必要な処置の決定及び実施に関する事項 (5) 採った処置の結果の記録に関する事項 (6) 是正処置において実施した活動のレビューに関する事項 <p>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動の是正処置に関し、品質保証計画に基づき、検出した不適合が再発することを防止するために不適合の原因を除去する必要な処置を行う。</p> <p>3 部長は、前項の是正処置のうち、前条第3項の不適合に関する是正処置を所長及び当該処置の対象となる保安活動を所掌するセンター長に報告する。</p>	<p>変更後（補正後）</p> <p>第13条 削除</p> <p>(削る)</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、安全・核セキュリティ統括部長に報告する。</p> <p><u>（予防処置）</u></p> <p>第14条 理事長は、予防処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関する事項 (2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関する事項 (3) 必要な処置の決定及び実施に関する事項 (4) 採った処置の結果の記録に関する事項 (5) 予防処置において実施した活動のレビューに関する事項 (6) 他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置に関する事項 <p>2 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、所掌する保安活動の予防処置に関し、品質保証計画に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するために必要な処置を行う。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、第13条第4項の報告及び前条第4項の報告について、品質保証計画に基づき、機構内に必要な予防処置を行う。</p>	<p>第14条 削除</p>	
<p><u>（品質保証計画の継続的な改善）</u></p> <p>第15条 理事長は、品質保証計画に基づく品質保証活動が適切に実施されたことを評価するため、年1回以上、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>2 管理責任者は、所掌する品質保証活動を確認し、次の各号に掲げる事項を評価して、マネジメントレビューにおいて理事長に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 内部監査の結果 (2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 (3) 保安活動の成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果 (4) 是正処置及び予防処置の状況 (5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (6) 品質保証活動に影響を及ぼす可能性のある変更 (7) 品質保証活動の改善のための提案 <p>3 理事長は、マネジメントレビューの結果に応じて、品質保証活動を適切かつ有効に機能させるために、必要な改善事項を、統括監査の職、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長及び大洗研究所担当理事に指示する。</p> <p>4 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて前項の指示に対する処置状況を確認し、品質保証計画を継続的に改善する。</p>	<p>第15条 削除</p>	
<p><u>（文書及び記録の管理）</u></p> <p>第16条 安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、品質保証計画に基づき、次の事項を定めた文書及び記録の管理の方法を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この規定に定める保安活動に必要な文書及び記録に関する事項 (2) 文書の作成、制定、レビュー、改定、識別、配付、外部文書及び廃止文書に関する事項 (3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する事項 <p>2 第5条第1項に掲げる者は、前項に基づき文書及び記録の管理を実施する。</p>	<p>第16条 削除</p>	
<p><u>（品質保証に関する教育）</u></p> <p>第17条 理事長は、管理責任者に別表第5に掲げる教育を実施させる。</p>	<p>第17条 削除</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>2 所長は、内部監査員に別表第5に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録する。</p> <p>3 部長又は課長は、所掌する使用施設等に関する保安活動を行う者に、別表第5に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録する。</p> <p>第4章 保安教育訓練 (保安教育等)</p> <p>第18条 所長は、別表第6に掲げる使用施設等に関する保安活動に従事する者に対する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 部長は、前項の保安教育基本計画及び第17条第3項の品質保証に関する教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。</p> <p>3 課長は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第6に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第7に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。</p> <p>4 当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。</p> <p>5 施設管理統括者は、新たに使用施設等の放射線業務に従事する者に対し、別表第8に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ使用施設等の管理区域内の業務に従事させてはならない。ただし、別表第9に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは簡略化することができる。</p> <p>6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち使用施設等の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第8.1に掲げる教育を実施する。ただし、別表第9.1に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。</p> <p>7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>8 第5条第1項第1号及び第6号から第30号に掲げる者は、必要に応じて、保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第19条 所長は、別表第10(1)に掲げる総合的な訓練を実施する。</p> <p>2 施設管理統括者は、使用施設等に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第10(2)に掲げる保安訓練を実施する。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>4 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。</p> <p>5 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第10(3)に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、</p>	<p>第4章 保安教育訓練 (保安教育等)</p> <p>第18条 所長は、別表第6に掲げる使用施設等に関する保安活動に従事する者に対する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 部長は、前項の保安教育基本計画に基づく教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。</p> <p>3 原子力施設検査室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第6に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第7に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。</p> <p>4 当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。</p> <p>5 施設管理統括者は、新たに使用施設等の放射線業務に従事する者に対し、別表第8に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ使用施設等の管理区域内の業務に従事させてはならない。ただし、別表第9に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは簡略化することができる。</p> <p>6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち使用施設等の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第8.1に掲げる教育を実施する。ただし、別表第9.1に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。</p> <p>7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>8 第5条第1項第1号及び第7号から第33号に掲げる者は、必要に応じて、保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第19条 所長は、別表第10(1)に掲げる総合的な訓練を実施する。なお、総合的な訓練は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」(以下「原子力事業者防災業務計画」という。)に基づく防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>2 施設管理統括者は、使用施設等に常時立ち入り保安活動を行う者に対して、別表第10(2)に掲げる保安訓練を実施する。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の保安訓練の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>4 第2項の訓練は、第1項の総合的な訓練と兼ねることができる。</p> <p>5 施設管理統括者は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者について、別表第10(3)に掲げる緊急作業に係る訓練を実施する。また、選定後は、</p>	<p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う変更（品質マネジメントに関する教育を、変更後の別表第6に統合）</p> <p>原子力施設検査室長の追加に伴う見直し</p> <p>号番号の変更に伴う記載の適正化</p> <p>原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練の実施に関する記載を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>毎年度1回以上、訓練を実施する。</p> <p>6 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p>第5章 非常の場合に採るべき措置</p> <p>第20条（省略）</p> <p>第2節 非常事態における活動</p> <p>第21条～第23条（省略）</p> <p>（非常事態における活動）</p> <p>第24条 現地対策本部は、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止等に関する防護活動を行う。</p> <p>第25条（省略）</p> <p>第26条 削除</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>第27条・第28条（省略）</p> <p>第7章 記録及び報告 (記録及び保存)</p> <p>第29条 使用施設等の保安に関する記録事項を、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号、以下「核燃料使用規則」という。)第2条の11に基づき別表第11に示すところにより記録し保存する。</p> <p>2 この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、第16条に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し保存する。</p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第30条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設等について、核燃料使用規則第6条の10に定める事象が発生した場合には、その旨を所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項に掲げる事象が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、理事長に報告する。</p>	<p>毎年度1回以上、訓練を実施する。</p> <p>6 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第20条（変更なし）</p> <p>第2節 非常事態における活動</p> <p>第21条～第23条（変更なし）</p> <p>（非常事態における活動）</p> <p>第24条 現地対策本部は、人命の救助、避難、非常事態の原因除去、拡大防止等（周辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等を含む。）に関する防護活動を行う。</p> <p>第25条（変更なし）</p> <p>（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）</p> <p>第26条 原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>第27条・第28条（変更なし）</p> <p>第7章 記録及び報告 (記録及び保存)</p> <p>第29条 使用施設等の保安に関する記録事項を、核燃料使用規則第2条の11に基づき別表第11に示すところにより記録し保存する。</p> <p>2 この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、第9条「4.2.4記録の管理」に基づき記録し保存する。</p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第30条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設等について、核燃料使用規則第6条の10に定める事象及びこれに準ずる重大な事象が発生した場合には、その旨を所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を大洗研究所担当理事及び理事長に報告する。</p> <p>3 所長は、前項の報告後、核燃料使用規則第6条の10に定める事象については、速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、理事長に報告する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>非常事態における活動として避難活動を追加</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合の措置を追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>品質マネジメントシステムの見直しに伴う記載の適正化</p> <p>核燃料使用規則第6条の10に定める事象に準ずる事象を追加</p> <p>記載の適正化</p>

第2編 放射線管理

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理</p> <p>（管理区域）</p> <p>第31条 管理区域は、AGFについては別図第3、MMFについては別図第4、MF-2については別図第5、FMFについては別図第6、WDFについては別図第7、JWTFについては別図第8、IRAFについては別図第9に掲げる区域とする。ただし、WDFの管理区域を別表第12に従い区分する。</p> <p>2 所長は、管理区域のうち、外部放射線に係る線量のみが線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれがある区域を第二種管理区域として、それ以外の区域を第一種管理区域として区分する。また、これを変更するときも同様とする。</p> <p>第32条～第38条（省略）</p> <p>（管理区域の出入り管理）</p> <p>第39条 管理区域管理者は、前条第1項により指定された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。ただし、一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りではない。</p> <p>2 管理区域管理者は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、目的等を確認するとともに、職員等又は職員等以外の者であつて年間請負契約等に基づき使用施設に常時立ち入る者のうち当該施設の放射線業務従事者を立会者につけ、その者の指示に従わせる。</p> <p>3 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。 (2) 個人線量計を別表第14(1)及び(2)に従い着用すること。 (3) 定められた保護具を着用すること。 (4) 第一種管理区域から退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは放射線管理第1課長に通知すること。 (5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。 <p>4 管理区域管理者は、前項第2号の一時立入者に着用させた個人線量計に異常が確認された場合は、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第1課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理上必要な措置を講じるとともに、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し、本人に通知する。</p> <p>7 放射線管理第1課長は、第3項第4号の通知を受けた場合は、その者に汚染を除去するために必要な措置を講じさせるとともに、その結果を当該管理区域管理者に通知する。</p> <p>8 放射線管理第1課長は、前項で講じた身体汚染の除去の際、内部被ばくのおそれがあると判断した場合は、その者の内部被ばく検査を環境監視線量計測課長に依頼する。</p>	<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理</p> <p>（管理区域）</p> <p>第31条 管理区域は、AGFについては別図第3、MMFについては別図第4、MF-2については別図第5、FMFについては別図第6、WDFについては別図第7、JWTFについては別図第8、IRAFについては別図第9に掲げる区域とする。ただし、WDFの管理区域を別表第12に従い区分する。</p> <p>2 所長は、管理区域のうち、外部放射線に係る線量のみが線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれがある区域を第二種管理区域として、それ以外の区域を第一種管理区域として区分する。また、これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項の管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>第32条～第38条（変更なし）</p> <p>（管理区域の出入り管理）</p> <p>第39条 管理区域管理者は、前条第1項により指定された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。ただし、一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りではない。</p> <p>2 管理区域管理者は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、目的等を確認するとともに、職員等又は職員等以外の者であつて年間請負契約等に基づき使用施設に常時立ち入る者のうち当該施設の放射線業務従事者を立会者につけ、その者の指示に従わせる。</p> <p>3 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。 (2) 個人線量計を別表第14(1)及び(2)に従い着用すること。 (3) 定められた保護具を着用すること。 (4) 第一種管理区域から退出するときは、身体、衣服等に別表第15(1)に掲げる表面密度を超える汚染のないことを確認すること。 (5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。 <p>4 管理区域管理者は、前項第2号の一時立入者に着用させた個人線量計又は前項第4号の汚染検査において異常が確認された場合は、放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第1課長は、前項の個人線量計の着用において異常の通知を受けた場合は、放射線管理上必要な措置を講じるとともに、線量の評価が必要と判断した場合は、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、線量を評価し、本人に通知する。</p> <p>7 放射線管理第1課長は、第4項の汚染検査における異常の通知を受けた場合は、その者に汚染を除去するために必要な措置を講じさせるとともに、その結果を当該管理区域管理者に通知する。</p> <p>8 放射線管理第1課長は、前項で講じた身体汚染の除去の際、内部被ばくのおそれがあると判断した場合は、その者の内部被ばく検査を環境監視線量計測課長に依頼する。</p>	管理区域の解除に係る措置を追加 管理区域から退出する者の表面密度の基準を追加

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>9 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、内部被ばく検査を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>10 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、施設管理統括者及び部長に通知する。</p> <p>第40条～第42条（省略）</p> <p>（管理区域外への物品の持出し）</p> <p>第43条 課長は、その課が所掌する業務を実施する放射線業務従事者（以下この条において「持出者」という。）が、第一種管理区域から物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第15(1)に掲げる値を超えないようにせるとともに、同値以下であることについて放射線管理第1課長の確認を受けさせる。</p> <p>2 課長は、持出者が別表第15(1)に掲げる値を超える物品を第一種管理区域から持ち出そうとするときは、放射線管理上必要な措置が講じられていること及び当該物品の表面密度が別表第15(2)に掲げる値を超えていないことを確認する。</p> <p>3 課長は、持出者が第一種管理区域から前項に係る物品を持ち出そうとするときは、その者に管理区域管理者の許可を受けさせる。</p> <p>4 管理区域管理者は、前項の許可をしようとするときは、放射線管理第1課長の同意を得る。</p> <p>5 放射線管理第1課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第15(2)に掲げる値を超えていないことを確認する。</p> <p>6 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、第1項から第3項について遵守させる。</p>	<p>9 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、内部被ばく検査を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>10 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、施設管理統括者及び部長に通知する。</p> <p>第40条～第42条（変更なし）</p> <p>（管理区域外への物品の持出し）</p> <p>第43条 課長は、その課が所掌する業務を実施する放射線業務従事者（以下この条において「持出者」という。）が、第一種管理区域から物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第15(2)に掲げる値を超えないようにせるとともに、同値以下であることについて放射線管理第1課長の確認を受けさせる。</p> <p>2 課長は、持出者が別表第15(2)に掲げる値を超える物品を第一種管理区域から持ち出そうとするときは、放射線管理上必要な措置が講じられていること及び当該物品の表面密度が別表第15(3)に掲げる値を超えていないことを確認する。</p> <p>3 課長は、持出者が第一種管理区域から前項に係る物品を持ち出そうとするときは、その者に管理区域管理者の許可を受けさせる。</p> <p>4 管理区域管理者は、前項の許可をしようとするときは、放射線管理第1課長の同意を得る。</p> <p>5 放射線管理第1課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第15(3)に掲げる値を超えていないことを確認する。</p> <p>6 管理区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、第1項から第3項について遵守させる。</p>	表番号の変更（以下同じ。）
<p>第3節 管理区域内の作業及び作業環境管理等 （作業に伴う放射線管理）</p> <p>第44条 管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う課長（以下「作業担当課長」という。）は、作業による線量及び作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線管理上の措置を講じる。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>（床、壁等の除染）</p> <p>第45条 管理区域管理者は、別表第15(3)に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第1課長に連絡する。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、汚染状況の確認を行うとともに管理区域管理者を指導し、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線管理上の措置を講じさせる。</p> <p>3 管理区域管理者は、前項の措置結果について、放射線管理第1課長の確認を受ける。</p> <p>4 放射線管理第1課長は、第2項及び第3項の確認の内容について、放射線管理部長に報告する。</p> <p>5 管理区域管理者は、第2項及び第3項の措置及び確認結果について、施設管理統括者に報告する。</p> <p>6 施設管理統括者は、第5項の報告を受けた場合は、所長、核燃料取扱主務者及</p>	<p>第3節 管理区域内の作業及び作業環境管理等 （作業に伴う放射線管理）</p> <p>第44条 管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う課長（以下「作業担当課長」という。）は、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう作業による線量及び作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線管理上の措置を講じる。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>（床、壁等の除染）</p> <p>第45条 管理区域管理者は、別表第15(4)に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第1課長に連絡する。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、汚染状況の確認を行うとともに管理区域管理者を指導し、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線管理上の措置を講じさせる。</p> <p>3 管理区域管理者は、前項の措置結果について、放射線管理第1課長の確認を受ける。</p> <p>4 放射線管理第1課長は、第2項及び第3項の確認の内容について、放射線管理部長に報告する。</p> <p>5 管理区域管理者は、第2項及び第3項の措置及び確認結果について、施設管理統括者に報告する。</p> <p>6 施設管理統括者は、第5項の報告を受けた場合は、所長、核燃料取扱主務者及</p>	ALARAの精神に基づき管理することを追加 表番号の変更

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
び当該施設を所掌するセンター長に報告する。 (線量率等の測定) 第46条 放射線管理第1課長は、管理区域内における線量率等の管理のため、別表第16に定めるところにより測定する。ただし、第二種管理区域にあっては、空気中の放射性物質濃度の測定を省略することができる。 2 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第10に示す地点について、別表第17に掲げるところにより、線量率を測定する。	び当該施設を所掌するセンター長に報告する。 (線量率等の測定) 第46条 放射線管理第1課長は、管理区域内における線量率等の管理のため、別表第16に定めるところにより測定する。ただし、第二種管理区域にあっては、空気中の放射性物質濃度の測定を省略することができる。 2 環境監視線量計測課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	平常時の環境放射線モニタリング計画を立案し、同計画に基づき測定・評価を行う運用へ変更
第47条（省略） 第2章 被ばく管理 第48条～第49条の2（省略）	第47条（変更なし） 第2章 被ばく管理 第48条～第49条の2（変更なし）	
第3章 放射線管理設備等の管理 (新設)	第3章 放射線管理設備等の管理 (施設管理目標の策定) 第49条の3 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理用機器について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。 2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。 3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知する。	法令改正に伴い、施設管理目標の策定に関する事項を追加
(新設)	(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 第49条の4 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。 2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。 3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。 4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、施設管理者に通知する。	法令改正に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定に関する事項を追加
(新設)	(施設管理実施計画等の策定) 第49条の5 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。 (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 (2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。 (3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 (4) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 (5) 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。	法令改正に伴い、施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 使用施設等の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとすると同様とする。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、施設管理者に通知する。</p> <p><u>（保全活動の実施）</u> 第49条の6 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p><u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u> 第49条の7 環境監視線量計測課長は、所掌する機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p><u>（放射線管理用機器類の管理）</u> 第50条 放射線管理第1課長は、別表第20から別表第26までに掲げる機器を確保する。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、第1項に定める放射線管理用機器について年1回の自主検査を行い、機能を正常に維持する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、第1項に定める放射線管理用機器のうち使用施設の定期的な自主検査として、エリアモニタ、非常用モニタ、排気モニタ、室内ダストモニタ、ゲートモニタ、ハンドフットモニタ及びサーベイメータの校正を年1回行う。</p> <p>4 放射線管理第1課長は、第2項及び第3項の結果について、管理区域管理者及び放射線管理部長に報告する。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、別表第17及び別表第19に掲げる放射線管理用機器を備えつける。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、別表第17及び別表第19に掲げる放射線管理用機器について、年1回の自主検査を行う。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p>	
(新設)		法令改正に伴い、保全活動の実施に関する事項を追加
(新設)		法令改正に伴い、保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加

第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 　　第1章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第51条・第52条（省略）</p> <p>　　第2章 放射性廃棄物等の管理</p> <p>第53条～第55条（省略）</p> <p>（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）</p> <p>第56条 管理区域管理者は、第54条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、発生元ごとに別表第32に掲げる区分に従って廃液タンクに貯留し、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、廃液輸送管によりJWTF又は大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に移送する。また、廃液輸送管で移送することができない場合には、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>なお、廃液タンクに貯留した液体廃棄物をJWTFへ移送するときは、MMF及びWDFからは専用の廃液運搬車を使用し、FMFからは廃液輸送管を使用する。</p> <p>2 管理区域管理者は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含む液体廃棄物を移送してはならない。</p> <p>3 高速炉第1課長は、液体廃棄物をJWTFに受け入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別表第31に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p> <p>4 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合は、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、MMF及びFMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>5 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出する場合は、放射線管理第1課長の承認を得る。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。</p> <p>(2) 一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、別表第33に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>7 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>第57条（省略）</p>	<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 　　第1章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第51条・第52条（変更なし）</p> <p>　　第2章 放射性廃棄物等の管理</p> <p>第53条～第55条（変更なし）</p> <p>（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）</p> <p>第56条 管理区域管理者は、第54条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、発生元ごとに別表第32に掲げる区分に従って廃液タンクに貯留し、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、廃液輸送管によりJWTF又は大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に移送する。また、廃液輸送管で移送することができない場合には、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>なお、廃液タンクに貯留した液体廃棄物をJWTFへ移送するときは、MMF及びWDFからは専用の廃液運搬車を使用し、FMFからは廃液輸送管を使用する。</p> <p>2 管理区域管理者は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含む液体廃棄物を移送してはならない。</p> <p>3 高速炉第1課長は、液体廃棄物をJWTFに受け入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別表第31に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p> <p>4 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合は、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、MMF及びFMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>5 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出する場合は、放射線管理第1課長の承認を得る。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。</p> <p>(2) 一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、別表第33に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>7 管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第33に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>8 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>第57条（変更なし）</p>	ALARAの精神に基づき管理することを追加 項目号の繰上げ

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(気体状放射性廃棄物の廃棄)</p> <p>第58条 管理区域管理者は、気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を当該廃棄施設により、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、線量告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、使用施設等の排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気モニタによって連続的に測定する。ただし、IRAFにおいてプルトニウム又は非密封の核燃料物質を使用しない場合はこの限りでない。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、排気口における放射性物質の放出量が別表第34に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理第1課長は、第2項の測定結果及び第3項の放射性物質の放出結果を施設管理統括者及び放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>5 管理区域管理者は、排気口における放射性物質の放出量が別表第34に定める放出管理目標値を超えないように<u>努める</u>。</p>	<p>(気体状放射性廃棄物の廃棄)</p> <p>第58条 管理区域管理者は、気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を当該廃棄施設により、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、線量告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</p> <p>2 放射線管理第1課長は、使用施設等の排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気モニタによって連続的に測定する。ただし、IRAFにおいてプルトニウム又は非密封の核燃料物質を使用しない場合はこの限りでない。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、排気口における放射性物質の放出量が別表第34に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理第1課長は、第2項の測定結果及び第3項の放射性物質の放出結果を施設管理統括者及び放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長に通知する。</p> <p>5 管理区域管理者は、排気口における放射性物質の放出量が別表第34に定める放出管理目標値を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する</u>。</p>	
第59条～第61条 （省略）	第59条～第61条 （変更なし）	
第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理	第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理	
第62条～第64条 （省略）	第62条～第64条 （変更なし）	

第4編 施設管理

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第4編 施設管理 第1章 施設の運転管理 第1節 通則</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第65条 施設管理統括者は、使用施設等の核燃料物質等の取扱業務を行う者を確保する。</p> <p>2 放射線管理部長は、使用施設等の放射線管理等の業務を行う者を確保する。</p> <p>3 集合体試験課長は、第5条第1項第21号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>4 燃料試験課長は、第5条第1項第22号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>5 材料試験課長は、第5条第1項第23号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>6 高速炉技術課長は、第5条第1項第25号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>7 高速炉第1課長は、第5条第1項第26号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>8 高速炉第2課長は、第5条第1項第27号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>9 高速炉照射課長は、第5条第1項第28号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>10 環境技術課長は、第5条第1項第30号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>11 施設管理者は、別表第41に定める設備の操作に関して、設備ごとに担当者を定める。</p> <p>12 放射線管理第1課長は、第5条第1項第16号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>13 放射線管理第1課長は、別表第20から別表第26に関して、機器ごとに担当者を定める。</p> <p>14 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質等の取扱いに際し、臨界管理に係る計量管理を行う担当者を定める。</p>	<p>第4編 施設管理 第1章 施設の運転管理 第1節 通則</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第65条 施設管理統括者は、使用施設等の核燃料物質等の取扱業務を行う者を確保する。</p> <p>2 放射線管理部長は、使用施設等の放射線管理等の業務を行う者を確保する。</p> <p>3 集合体試験課長は、第5条第1項第24号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>4 燃料試験課長は、第5条第1項第25号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>5 材料試験課長は、第5条第1項第26号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>6 高速炉技術課長は、第5条第1項第28号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>7 高速炉第1課長は、第5条第1項第29号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>8 高速炉第2課長は、第5条第1項第30号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>9 高速炉照射課長は、第5条第1項第31号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>10 環境技術課長は、第5条第1項第33号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>11 施設管理者は、別表第41に定める設備の操作に関して、設備ごとに担当者を定める。</p> <p>12 放射線管理第1課長は、第5条第1項第18号の業務を行うために、要員を配置する。</p> <p>13 放射線管理第1課長は、別表第20から別表第26に関して、機器ごとに担当者を定める。</p> <p>14 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質等の取扱いに際し、臨界管理に係る計量管理を行う担当者を定める。</p>	号番号の変更に伴う記載の適正化（以下同じ。）
<p>第66条 （省略）</p> <p>第2節 施設の運転管理 (セル等の操作管理)</p> <p>第67条 施設管理者は、セル、アイソレーションボックス、ホール及びグローブボックス等（以下「セル等」という。）において、核燃料物質等を取扱うときは、以下の事項を遵守し、作業の安全を確保する。</p> <p>(1) セルの内部の線量率が1 mSv/hに達したとき、セルの遮へい扉のインターロックが作動するように設定する。ただし、除染、点検等特に必要なときは、放射線防護の措置を施したうえ、線量率が10 mSv/hに達するまで作動しないよう設定することができる。</p> <p>(2) 別表第36第2欄「負圧設定値」に従い、セル等の内部を負圧状態に維持する。ただし、セル等が次のーに該当し、汚染拡大の防止に必要な措置を講じ、放射線管</p>	<p>第66条 （変更なし）</p> <p>第2節 施設の運転管理 (セル等の操作管理)</p> <p>第67条 施設管理者は、セル、アイソレーションボックス、ホール及びグローブボックス等（以下「セル等」という。）において、核燃料物質等を取扱うときは、以下の事項を遵守し、作業の安全を確保する。</p> <p>(1) セルの内部の線量率が1 mSv/hに達したとき、セルの遮へい扉のインターロックが作動するように設定する。ただし、除染、点検等特に必要なときは、放射線防護の措置を施したうえ、線量率が10 mSv/hに達するまで作動しないよう設定することができる。</p> <p>(2) 別表第36第2欄「負圧設定値」に従い、セル等の内部を負圧状態に維持する。ただし、セル等が次のーに該当し、汚染拡大の防止に必要な措置を講じ、放射線管</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>理第1課長の承認が得られたときはこの限りでない。</p> <p>イ 固体廃棄物の搬出又は核燃料物質若しくは物品の搬出入</p> <p>ロ 内部の除染又は内装設備等の保守</p> <p>ハ 計画的な停電作業及び第79条に定める自主検査</p> <p>二 第80条に定める修理及び改造</p> <p>2 施設管理者は、セル等の負圧状態が正常であることを確認したのちに、放射線業務従事者にセル等の操作を開始させる。</p> <p>3 施設管理者は、空気雰囲気のセル等の内部において、原則的にナトリウム、特殊引火物及び水素ガスを使用してはならない。ただし、AGFの焼結炉の使用に際し、炉体内部を真空にしたのちに5%水素-95%アルゴン混合ガスを使用する際はこの限りでない。その他の場合は、火災・爆発に係る安全性について事前評価を行い、窒素ガス置換あるいは持込量制限等の安全対策を講じたうえで使用する。</p> <p>4 セル等において火災が発生した場合は、放射線業務従事者は、別表第37に定める消火設備等により消火を行うとともに、施設管理者は必要と判断するときは、セル等の給気の停止措置を講じる。</p> <p>5 施設管理者は、放射線業務従事者がセル等の操作が終了したときは、セル等の負圧状態が正常であることを確認する。</p>	<p>理第1課長の承認が得られたときはこの限りでない。</p> <p>イ 固体廃棄物の搬出又は核燃料物質若しくは物品の搬出入</p> <p>ロ 内部の除染又は内装設備等の保守</p> <p>ハ 計画的な停電作業及び第78条の5に定める保全活動</p> <p>二 第80条に定める修理及び改造</p> <p>2 施設管理者は、セル等の負圧状態が正常であることを確認したのちに、放射線業務従事者にセル等の操作を開始させる。</p> <p>3 施設管理者は、空気雰囲気のセル等の内部において、原則的にナトリウム、特殊引火物及び水素ガスを使用してはならない。ただし、AGFの焼結炉の使用に際し、炉体内部を真空にしたのちに5%水素-95%アルゴン混合ガスを使用する際はこの限りでない。その他の場合は、火災・爆発に係る安全性について事前評価を行い、窒素ガス置換あるいは持込量制限等の安全対策を講じたうえで使用する。</p> <p>4 セル等において火災が発生した場合は、放射線業務従事者は、別表第37に定める消火設備等により消火を行うとともに、施設管理者は必要と判断するときは、セル等の給気の停止措置を講じる。</p> <p>5 施設管理者は、放射線業務従事者がセル等の操作が終了したときは、セル等の負圧状態が正常であることを確認する。</p>	法令改正に伴う記載の適正化
第68条～第74条の3（省略）	第68条～第74条の3（変更なし）	
<p>（MMF-2における核燃料物質の使用制限）</p> <p>第74条の4 材料試験課長は、MMF-2において代替の無停電電源設備（以下の条において「代替設備」という。）を供用している間は、MMF-2における核燃料物質の使用を保安上必要な場合を除き停止する。核燃料物質の使用が保安上必要な場合には、安全対策を講じた上で使用する。</p> <p>2 材料試験課長は、MMF-2において代替設備を供用している間は、当該設備を点検対象とし、巡回点検において当該設備の稼働状態を確認する。</p>	<p><u>（削る）</u></p>	無停電電源設備が復旧し、代替設備の供用が無くなつたため。
第75条・第76条（省略）	第75条・第76条（変更なし）	
<p>第2章 施設の巡回点検</p> <p>（巡回点検）</p> <p>第77条 施設管理者は、別表第41に定める設備について、毎日1回以上（機構の休日を除く。）巡回点検を行う。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第2章 施設の保守管理</p> <p>（巡回）</p> <p>第77条 施設管理者は、別表第41に定める設備について、毎日1回以上（機構の休日を除く。）巡回を行う。</p> <p><u>（地震又は火災時の措置）</u></p> <p>第77条の2 施設管理者及び放射線管理第1課長は、震度4以上の地震が発生した場合、速やかに施設及び設備を点検し、保安上の影響を確認する。</p> <p>2 施設管理者及び放射線管理第1課長は、火災が発生した場合、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後速やかに施設及び設備を点検し、保安上の影響を確認する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、第1項又は前項の確認の結果を施設管理者に報告する。</p>	法令改正に伴う記載の適正化
		地震及び火災時の措置を追加

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
第78条　（省略） （新設）	<p><u>4 施設管理者は、第1項又は第2項の確認を行った場合並びに前項の報告を受けた場合は、施設管理統括者に報告する。</u></p> <p>第78条　（変更なし）</p> <p><u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p><u>第78条の2 施設管理統括者は、放射線管理部長と協議のうえ、所掌する施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定し、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>2 施設管理統括者は、前項の承認を得たときは、放射線管理部長及び管理部長に通知する。</u></p> <p><u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u></p> <p><u>第78条の3 施設管理者及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</u></p> <p><u>2 施設管理者は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、施設管理統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 施設管理統括者は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</u></p> <p><u>4 施設管理者は、第2項の承認を得たときは、放射線管理第1課長、工務課長及び高速炉第2課長（JWTFに限る。）に通知する。</u></p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p> <p><u>第78条の4 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p class="list-item-l1">(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p class="list-item-l1">(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p class="list-item-l1">(4) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p class="list-item-l1">(5) 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p class="list-item-l1">(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p class="list-item-l1">(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p class="list-item-l1">(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 使用施設等の工事の方法及び時期</p> <p class="list-item-l1">(2) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p>	法令改正に伴い、施設管理目標の策定に関する事項を追加
（新設）		法令改正に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定に関する事項を追加
		法令改正に伴い、施設管理実施計画等の策定に関する事項を追加

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 施設管理者は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、施設管理統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 施設管理統括者は、前項の承認を行なう場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>6 施設管理者は、第4項の承認を得たときは、放射線管理第1課長、工務課長及び高速炉第2課長（JWTFに限る。）に通知する。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第78条の5 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p>	
(新設)		法令改正に伴い、保全活動の実施に関する事項を追加
(新設)	<p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第78条の6 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p>	法令改正に伴い、保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加
(使用施設の定期的な自主検査)		法令改正に伴い、定期事業者検査の実施に関する事項を追加
<p>第79条 施設管理者は、別表第42(1)に定める設備について、使用施設等の定期的な自主検査を年1回行い、機能を正常に維持する。</p> <p>2 高速炉第2課長は、別表第42(2)に定める設備について、使用施設等の定期的な自主検査を年1回行い、機能を正常に維持する。</p> <p>3 使用施設等の定期的な自主検査の実施者は、別表第42に定める検査対象設備のうち施設の保安に直接関連を有する計器の校正を年1回行う。</p> <p>4 高速炉第2課長は、第2項及び第3項の結果を施設管理者へ報告する。</p> <p>5 施設管理者は、第1項及び第3項の結果、並びに前項の報告内容を、施設管理統括者及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>第79条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとするときは、定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>2 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じて前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）又は放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 施設管理者、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、それぞれ施設管理統括者及び放射線管理部長に報告する。</p>	
(修理及び改造)		
<p>第80条 施設管理者は、使用施設等に係る建家又は設備若しくは機器の修理及び改造を行おうとする場合に、その修理及び改造が使用施設等の保安に影響があると認めるときは、施設管理統括者の承認を得る。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の修理及び改造が使用施設等に係る施設検査に該当する場合は、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。</p>	<p>第80条 施設管理者は、使用施設等に係る建家又は設備若しくは機器の修理及び改造を行おうとする場合に、その修理及び改造が使用施設等の保安に影響があると認めるときは、施設管理統括者の承認を得る。</p> <p>2 施設管理者は、前項の修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、施設管理統括者の同意を得る。</p>	法令改正に伴う記載の適正化

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>3 所長は、前項の承認を行う場合は、使用施設等安全審査委員会に諮問し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 施設管理者は、第2項の修理及び改造を終えたときは、その状況について、施設管理統括者の確認を受けたのちに、所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>(新設)</p>	<p>3 施設管理者は、前項の同意に際し、修理及び改造に関する課がある場合は、関係課長と協議し、関係する部長の同意を得る。</p> <p>4 施設管理統括者は、前項の同意をした場合は、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。</p> <p>5 所長は、前項の承認を行う場合は、使用施設等安全審査委員会に諮問し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>6 施設管理者は、第2項の修理及び改造を終えたときは、その状況について、施設管理統括者の確認を受けたのちに、所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第81条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更するときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>2 施設管理者並びに当該検査に関係する課長は、原子力施設検査室長の求めに応じて、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者及び当該検査に関係する課長に通知する。</p> <p>5 施設管理者は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、施設管理統括者に報告する。</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第82条 施設管理者は、第79条の定期事業者検査が終了したとき、次項及び第3項の規定により高速炉第2課長又は放射線管理第1課長から定期事業者検査の終了の通知を受けたときは、その結果を施設管理統括者に報告する。</p> <p>2 高速炉第2課長は、第79条の定期事業者検査が終了したときは、施設管理者に通知する。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、第79条の定期事業者検査が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、施設管理者に通知する。</p> <p>4 施設管理者は、前条第1項の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を施設管理統括者及び当該検査に関係する部長に報告する。</p> <p>5 施設管理統括者は、第1項又は第4項の報告を受けたときは、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知する。</p>	<p>修理及び改造に関する手続きの明確化</p> <p>法令改正に伴い、使用前事業者検査の実施に関する事項を追加</p> <p>法令改正に伴い、保守結果の報告に関する事項の見直し</p>

附 則

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	附則の追加

別 表

変更前（現行）										変更後（補正後）			備考
別表第1～別表第4（省略）										別表第1～別表第4（変更なし）			
別表第4.1 組織と品質保証活動及び保安活動との関連（第5条）										(削る)			
組織	品質保証活動 及び保安活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物の管理	非常の場合に採るべき措置	検査及び試験	内部監査	予防処置	不適合管理並びに是正及び	マネジメントレビュー
理事長	○	二	二	二	二	二	二	二	○	二	○		
統括監査の職	○	二	二	二	二	二	二	二	○	○	○		
(監査プロセスの管理責任者)	○	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	○	
安全・核セキュリティ統括部長	○	二	二	二	二	二	二	二	二	二	○	○	
(本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者)	○	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	○	
大洗研究所の管理責任者	○	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	○	
所長	○	二	二	二	二	二	二	○	二	二	○	二	
高速炉サイクル研究開発センター長	○	二	二	二	二	二	二	○	二	二	○	二	
環境技術開発センター長	○	二	二	二	二	二	二	○	二	二	○	二	
保安管理部長	○	二	二	二	二	二	二	○	二	二	○	二	
安全対策課長	○	二	二	二	二	二	二	○	二	二	二	二	
施設安全課長	○	二	二	二	二	二	二	○	二	二	二	二	
危機管理課長	○	二	二	二	二	二	二	○	二	二	二	二	
核物質管理課長	○	二	二	二	二	二	二	○	二	二	二	二	
放射線管理部長	○	二	二	二	○	○	○	○	○	二	○	二	
環境監視線量計測課長	○	二	二	二	○	○	○	○	○	二	二	二	
放射線管理第1課長	○	二	二	二	○	○	○	○	○	二	二	二	
管理部長	○	二	○	二	二	二	○	○	○	二	○	二	
工務課長	○	二	○	二	二	二	○	○	○	二	二	二	
燃料材料開発部長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	○	二	
燃料技術開発課長	○	二	二	二	二	二	○	二	二	二	二	二	

変更前（現行）												変更後（補正後）	備考
集合体試験課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	二	二	
燃料試験課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	二	二	
材料試験課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	二	二	
高速実験炉部長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	○	二	
高速炉技術課長	○	二	二	○	○	二	○	○	○	二	二	二	
高速炉第1課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	二	二	
高速炉第2課長	○	二	○	二	二	二	○	○	○	二	二	二	
高速炉照射課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	二	二	
環境保全部長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	○	二	
環境技術課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	二	二	

別表第5 品質保証に関する教育（第17条、第18条）													
対象者	使用施設等に関する 保安活動を行う者 ^{*6}	管理責 任者	内部監査員	頻度									
項目	0.5時間以上 ^{*1}	二	0.5時間 以上 ^{*2}	策定及び改定の都度 ^{*3}									
品質保証計画書													
品質保証活動に必要 な文書及び記録の書 式	0.5時間以上 ^{*1}	二	0.5時間 以上 ^{*2}	策定及び改定の都度 ^{*3}									
品質保証に関する知 識	二	1日以 上 ^{*4}	一	就任時 ^{*5}									
内部監査の実施方法	二	1日以 上 ^{*4}	1日以上 ^{*4}	就任時又は指名時 ^{*5}									

(削る)

品質マネジメントシステムの見直しに伴い削除
(品質マネジメントに関する教育は、変更後の別表第6に統合)

* 1：内部監査員として教育を受けた場合は、免除する。

* 2：使用施設等に関する保安活動を行う者として教育を受けた場合は、免除する。

* 3：部分改定の場合は、本表に規定する教育時間にかかわらず、回覧等による周知に代えることができる。

* 4：就任又は指名前に内部監査員として相当以上の教育を受けた場合は、免除する。

* 5：就任又は指名時に教育ができない場合は、速やかに実施する。

* 6：使用施設等に関する保安活動を行う者の対象者は、職員等（外来研究員、協力研究員及び客員研究員について、常時立ち入る者）及び職員等以外の者（年間契約に基づき常時立ち入る作業員）とする。

変更前（現行）

(新設)

別表第5 品質マネジメントシステム文書体系（第9条）

変更後（補正後）

備考
品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステム文書体系の追加

変更前（現行）							変更後（補正後）							備考	
別表第6 使用施設等に関する保安活動を行う者の保安教育（第18条）							別表第6 使用施設等に関する保安活動を行う者の保安教育（第18条）								
項目	教育内容	放射線業務従事者			放射線業務従事者以外		項目	教育内容	放射線業務従事者			放射線業務従事者以外		備考	
		職員等	職員等以外の者	職員等	職員等以外の者	職員等			使用施設左記等の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務従事する者	使用施設左記等の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務従事する者	使用施設左記等の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務従事する者	使用施設左記等の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務従事する者	使用施設左記等の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務従事する者		
保安教育項目及び教育時間数 ※ 1							保安教育項目及び教育時間数 ※ 1								
関係法令、保安規定に関すること。 ※ 2 (1時間以上)	原子力関連法令の概要に関すること。	○	○	○	○	○	関係法令、保安規定の遵守に関するこ と。 ※ 2 (1時間以上)	原子力関連法令の概要に関するこ と。	○	○	○	○	○	○	記載の適正化
	保安規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関すること。	○	○	○	○	○		保安規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関するこ と。	○	○	○	○	○		
	(新設)							品質マネジメントに関するこ と。	○	○	○	○	○		
使用施設等の構造、性能及び運転に関するこ と。 (2.5時間以上)	主要な設備の概要及び運転保守管理に関するこ と。	○	○	○	○	○	使用施設等の構造、性能及び運転に関するこ と。 (2.5時間以上)	主要な設備の概要及び運転保守管理に関するこ と。	○	○	○	○	○		
放射線管理に関するこ と。 ※ 2 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関するこ と。 管理区域内の遵守事項に関するこ と。	○	○	○	○	×	放射線管理に関するこ と。 ※ 2 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関するこ と。 管理区域内の遵守事項に関するこ と。	○	○	○	○	×	×	
	放射線等の測定、監視及び防護に関するこ と。	○	○	○	○			放射線等の測定、監視及び防護に関するこ と。	○	○	○				
核燃料物質及び核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に汚染された物の取扱いに関するこ と。 ※ 2 (1.5時間以 上)	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に汚染された物の取扱いに関するこ と。	○	○	○	○	×	核燃料物質及び核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に汚染された物の取扱いに関するこ と。 ※ 2 (1.5時間以 上)	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に汚染された物の取扱いに関するこ と。	○	○	○	○	×	×	
非常の場合に採るべき措置に関するこ と。 ※ 2 (0.5時間以 上)	非常の場合に採るべき措置に関するこ と。	○	○	○	○	○	非常の場合に講ずべき措置に関するこ と。 ※ 2 (0.5時間以 上)	非常の場合に講ずべき措置に関するこ と。	○	○	○	○	○	○	記載の適正化

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考																														
<ul style="list-style-type: none"> すべての対象項目について毎年度実施する。凡例：◎：全員対象（20分以上） 使用施設等に係る関係法令及び保安規定 ○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。） に関する教育は、改正時においても実施する。なお改正時の教育時間は内容に応じるものとする。 職員等以外の者とは、年間契約に基づき常時立ち入る作業員をいう。 外来研究員、協力研究員及び客員研究員は、常時立ち入る者に限る。 <p>※1：対象とする教育内容を全て実施した場合の時間数 ※2：放射線業務従事者の指定教育と兼ねることができる項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> すべての対象項目について毎年度実施する。凡例：◎：全員対象（20分以上） 使用施設等に係る関係法令及び保安規定 ○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。） に関する教育は、改正時においても実施する。なお改正時の教育時間は内容に応じるものとする。 職員等以外の者とは、年間契約に基づき常時立ち入る作業員をいう。 外来研究員、協力研究員及び客員研究員は、常時立ち入る者に限る。 <p>※1：対象とする教育内容を全て実施した場合の時間数 ※2：放射線業務従事者の指定教育と兼ねることができる項目</p>																															
別表第7（省略）	別表第7（変更なし）																															
別表第8 放射線業務従事者指定教育（第18条）	別表第8 放射線業務従事者指定教育（第18条）																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時間数</th> <th>実施すべき場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 放射線の人体に与える影響</td> <td>30分間以上</td> <td>その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき</td> </tr> <tr> <td>2. 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い</td> <td>4時間以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令</td> <td>1時間以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 核燃料物質使用施設保安規定 (非常の場合に採るべき措置を含む。)</td> <td>30分間以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	時間数	実施すべき場合	1. 放射線の人体に与える影響	30分間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき	2. 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い	4時間以上		3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令	1時間以上		4. 核燃料物質使用施設保安規定 (非常の場合に採るべき措置を含む。)	30分間以上		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時間数</th> <th>実施すべき場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 放射線の人体に与える影響</td> <td>30分間以上</td> <td>その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき</td> </tr> <tr> <td>2. 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い</td> <td>4時間以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令</td> <td>1時間以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 核燃料物質使用施設保安規定 (非常の場合に講すべき処置を含む。)</td> <td>30分間以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	時間数	実施すべき場合	1. 放射線の人体に与える影響	30分間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき	2. 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い	4時間以上		3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令	1時間以上		4. 核燃料物質使用施設保安規定 (非常の場合に講すべき処置を含む。)	30分間以上		記載の適正化
項目	時間数	実施すべき場合																														
1. 放射線の人体に与える影響	30分間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき																														
2. 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い	4時間以上																															
3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令	1時間以上																															
4. 核燃料物質使用施設保安規定 (非常の場合に採るべき措置を含む。)	30分間以上																															
項目	時間数	実施すべき場合																														
1. 放射線の人体に与える影響	30分間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき																														
2. 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い	4時間以上																															
3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令	1時間以上																															
4. 核燃料物質使用施設保安規定 (非常の場合に講すべき処置を含む。)	30分間以上																															
別表第8. 1～別表第9. 1（省略）	別表第8. 1～別表第9. 1（変更なし）																															
別表第10 保安訓練（第19条）	別表第10 保安訓練（第19条）																															
(1) 総合的な訓練	(1) 総合的な訓練																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に場合に採るべき措置についての総合的な訓練</td> <td>年1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施頻度	非常に場合に採るべき措置についての総合的な訓練	年1回以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に場合に講すべき処置についての総合的な訓練</td> <td>年1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施頻度	非常に場合に講すべき処置についての総合的な訓練	年1回以上	記載の適正化																						
項目	実施頻度																															
非常に場合に採るべき措置についての総合的な訓練	年1回以上																															
項目	実施頻度																															
非常に場合に講すべき処置についての総合的な訓練	年1回以上																															
(2) 避難、通報訓練	(2) 避難、通報訓練																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難訓練</td> <td>年1回以上</td> </tr> <tr> <td>2 通報訓練</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施頻度	1 避難訓練	年1回以上	2 通報訓練		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難訓練</td> <td>年1回以上</td> </tr> <tr> <td>2 通報訓練</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施頻度	1 避難訓練	年1回以上	2 通報訓練																				
項目	実施頻度																															
1 避難訓練	年1回以上																															
2 通報訓練																																
項目	実施頻度																															
1 避難訓練	年1回以上																															
2 通報訓練																																
所長又は施設管理統括者の行う別表第10(1)及び別表第10(2)に掲げる保安訓練の対象者は、保安活動に常時従事する職員等及び職員等以外の者（年間契約に基づき常時立ち入る作業員に限る。）とする。	所長又は施設管理統括者の行う別表第10(1)及び別表第10(2)に掲げる保安訓練の対象者は、保安活動に常時従事する職員等及び職員等以外の者（年間契約に基づき常時立ち入る作業員に限る。）とする。																															
(3) 緊急作業に係る訓練	(3) 緊急作業に係る訓練																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間数^{*1}</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業についての訓練</td> <td>1. 緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> <td>年1回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取り扱い^{*2}</td> <td>3時間以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	項目	時間数 ^{*1}	実施頻度	緊急作業についての訓練	1. 緊急作業の方法	3時間以上	年1回以上		2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取り扱い ^{*2}	3時間以上		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間数^{*1}</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業についての訓練</td> <td>1. 緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> <td>年1回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取り扱い^{*2}</td> <td>3時間以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	項目	時間数 ^{*1}	実施頻度	緊急作業についての訓練	1. 緊急作業の方法	3時間以上	年1回以上		2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取り扱い ^{*2}	3時間以上								
分類	項目	時間数 ^{*1}	実施頻度																													
緊急作業についての訓練	1. 緊急作業の方法	3時間以上	年1回以上																													
	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取り扱い ^{*2}	3時間以上																														
分類	項目	時間数 ^{*1}	実施頻度																													
緊急作業についての訓練	1. 緊急作業の方法	3時間以上	年1回以上																													
	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取り扱い ^{*2}	3時間以上																														
* 1：実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者の時間数は、この限りではない。	* 1：実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者の時間数は、この限りではない。																															
* 2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。	* 2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。																															

変更前（現行）					変更後（補正後）					備考	
別表第11 核燃料物質の使用等に関する記録（第16条、29条）					別表第11 核燃料物質の使用等に関する記録（第29条）					記載の適正化	
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間		
1. 施設検査の記録					1. 使用施設等の施設管理(核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録					核燃料使用規則の改正に伴う変更（以下同じ。）	
法第55条の2第1項の規定による検査の結果 ^{*1}	検査の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	(i) 使用前確認の結果 (第81条)	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間		
					(ii) 核燃料使用規則第2条の11の7第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (第49条の6、第78条の5)	施設管理の実施の都度	施設管理者、環境監視線量計測課長又は放射線管理第1課長	施設管理者、環境監視線量計測課長又は放射線管理第1課長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間		
					(iii) 核燃料使用規則第2条の11の7第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第49条の3、第49条の4、第49条の5、第49条の7、第78条の2、第78条の3、第78条の4、第78条の6)	評価の都度	施設管理者、環境監視線量計測課長又は放射線管理第1課長	施設管理者、環境監視線量計測課長又は放射線管理第1課長	評価を実施した使用施設等の施設方針、管理第1課長	評価を実施した使用施設等の施設方針、管理第1課長	
2. 放射線管理記録					2. 放射線管理記録						
(i) 使用施設の放射線遮蔽物の側壁における線量率 (第46条)	毎日作業中1回	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	5年間	(i) 使用施設の放射線遮蔽物の側壁における線量率 (第46条)	毎日作業中1回	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	5年間		
(ii) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第56条、第58条)	排気又は排水の都度（連続して排気又は排水する場合は連続して）	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	5年間	(ii) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第56条、第58条)	排気又は排水の都度（連続して排気又は排水をする場合は連続して）	放射線管理第1課長	放射線管理第1課長	5年間		
(iii) 管理区域及び周辺監視区域における線量率((i)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気	毎週1回	管理区域にあっては放射線管理第1課長周辺	管理区域にあっては放射線管理第1課長周辺	5年間	(iii) 管理区域及び周辺監視区域における線量率((i)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気	毎週1回	管理区域にあっては放射線管理第1課長周辺	管理区域にあっては放射線管理第1課長周辺	5年間		

変更前（現行）					変更後（補正後）					備考
中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第46条)		監視区域にあっては環境監視線量計測課長	監視区域にあっては環境監視線量計測課長		中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第46条)		監視区域にあっては環境監視線量計測課長	監視区域にあっては環境監視線量計測課長		
(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第49条)	1年間の線量 にあっては毎年 度1回、3月間 の線量にあって は3月ごとに1 回、1月間の線 量にあっては1 月ごとに1回	環境監視線 量計測課長	環境監視線 量計測課長	核燃料物質 の使用等に 関する規則 第2条の1 1第5項に 定める期間	(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第49条)	1年間の線量 にあっては毎年 度1回、3月間 の線量にあって は3月ごとに1 回、1月間の線 量にあっては1 月ごとに1回	環境監視線 量計測課長	環境監視線 量計測課長	核燃料物質 の使用等に 関する規則 第2条の1 1第5項に 定める期間	
(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む平成13年4月1日以降5年間ごとに区分した各期間の線量 (第49条)	各期間において 毎年度（左欄に 掲げる当該1年 間以降に限 る。）	環境監視線 量計測課長	環境監視線 量計測課長	(ニ)同じ	(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む平成13年4月1日以降5年間ごとに区分した各期間の線量 (第49条)	各期間において 毎年度（左欄に 掲げる当該1年 間以降に限 る。）	環境監視線 量計測課長	環境監視線 量計測課長	(ニ)同じ	
(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第48条、第49条)	その都度	環境監視線 量計測課長	環境監視線 量計測課長	(ニ)同じ	(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第48条、第49条)	その都度	環境監視線 量計測課長	環境監視線 量計測課長	(ニ)同じ	
(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び平成13年4月1日以降5年間ごとに区分した各期間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第49条)	その者が当該業 務に就く時	環境監視線 量計測課長	環境監視線 量計測課長	(ニ)同じ	(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び平成13年4月1日以降5年間ごとに区分した各期間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第49条)	その者が当該業 務に就く時	環境監視線 量計測課長	環境監視線 量計測課長	(ニ)同じ	

変更前（現行）					変更後（補正後）					備考
(イ) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第52条)	運搬の都度	運搬の実施者	運搬の実施者	1年間	(イ) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (第52条)	運搬の都度	運搬の実施者	運搬の実施者	1年間	
(ア) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及びその保管廃棄の日時、場所及び方法 ^{*2} (第53条、第61条)	廃棄の都度	作業担当課長	管理区域管理者	法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(ア) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及びその保管廃棄の日時、場所及び方法 ^{*1} (第53条、第61条)	廃棄の都度	作業担当課長	管理区域管理者	法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	注釈番号の線上げ（以下同じ。）
(イ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法 ^{*2} (第53条、第61条)	封入又は固型化の都度	作業担当課長	管理区域管理者	法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(イ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法 ^{*1} (第53条、第61条)	封入又は固型化の都度	作業担当課長	管理区域管理者	法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
3. 保守記録										核燃料使用規則の改正に伴う変更（以下同じ。）
(イ) 使用施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（第77条）	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間						
(ロ) 使用施設の修理の状況及びその実施者の氏名（第11条、第80条）	修理の都度	施設管理者	施設管理者	1年間						
(ハ) 使用施設の定期的な自主検査の状況並びにその実施者の氏名（第11条、第79条）	使用施設の定期的な自主検査の都度	施設管理者	施設管理者	1年間						
(新設)					(削る)					
3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。））。										
(イ) 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあっては連続して）	施設管理者	施設管理者	1年間						
(ロ) 使用施設等の操作開始	開始及び停止	施設管理者	施設管理者	1年間						

変更前（現行）					変更後（補正後）					備考
					及び操作停止の時刻 (i) 警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）*2*3 (第70条、第79条)	の都度 その都度	施設管理者 又は放射線管理第1課長	施設管理者 又は放射線管理第1課長	1年間	
4. 警報装置から発せられた警報の内容*3*4 (第70条、第79条)	その都度	施設管理者 又は放射線管理第1課長	施設管理者 又は放射線管理第1課長	1年間	(ii) 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれら者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
5. 使用施設の事故記録 (i) 事故の発生及び復旧の時 (第30条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間 (第30条)	4. 使用施設の事故記録 (i) 事故の発生及び復旧の時 (第30条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間 (第30条)	項番号の繰上げ（以下同じ。） 核燃料使用規則改正に伴う変更
(ii) 事故の状況及び事故に際して採った処置（第30条）	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	(i) に同じ	(ii) 事故の状況及び事故に際して採った処置（第30条）	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	(i) に同じ	
(iii) 事故の原因（第30条）	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	(i) に同じ	(iii) 事故の原因（第30条）	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	(i) に同じ	
(iv) 事故後の処置（第30条）	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	(i) に同じ	(iv) 事故後の処置（第30条）	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	(i) に同じ	
6. 保安教育の記録 (i) 保安教育の実施計画 (第18条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	5. 保安教育の記録 (i) 保安教育の実施計画 (第18条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	
(ii) 保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第18条)	実施の都度	各課長	各課長	3年間	(ii) 保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第18条)	実施の都度	原子力施設検査室長及び各課長	原子力施設検査室長及び各課長	3年間	原子力施設検査室長の追加に伴う変更
7. 品質保証計画 (i) 品質保証計画書 (第8条)	策定及び改定の都度	本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者	本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者	次の改定の後3年間	6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティイニシアチブの各課長	統括監査の職、安全・核セキュリティイニシアチブの各課長	当該文書又は記録の作成又は変更が3年以内に実施されるまで	核燃料使用規則の改正に伴う変更（以下同じ。）

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考																																																																																					
別表第18 (省略)	別表第18 (変更なし)	第50条の見直しに伴う削除																																																																																					
別表第19 個人被ばく用放射線管理用機器（第50条）	別表第19 削除	記載の適正化																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th><th>測定線種</th><th>台数</th><th>測定項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全身測定装置</td><td>γ</td><td>1</td><td>人体中放射性物質の測定</td></tr> <tr> <td>ガラス線量計等</td><td>$\beta \cdot \gamma$</td><td>必要数</td><td>外部被ばく線量の測定</td></tr> </tbody> </table>	機器	測定線種	台数	測定項目	全身測定装置	γ	1	人体中放射性物質の測定	ガラス線量計等	$\beta \cdot \gamma$	必要数	外部被ばく線量の測定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th><th>測定線種</th><th>台数</th><th>測定項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td><td>γ</td><td>15台</td><td>管理区域内のγ線の線量率</td></tr> <tr> <td>非常用モニタ</td><td>γ</td><td>5台</td><td>臨界事故の検出</td></tr> <tr> <td>排気モニタ 〔$\beta \gamma$ダストモニタ αダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕</td><td>$\alpha, \beta \gamma, \gamma$</td><td>各2台</td><td>排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度</td></tr> <tr> <td>室内ダストモニタ</td><td>$\alpha, \beta \gamma$</td><td>検出器4台 吸引端28ヶ所</td><td>管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度</td></tr> <tr> <td>移動型ダストモニタ ローカルエアサンプリング装置</td><td>$\alpha, \beta \gamma$</td><td>2台 2式</td><td></td></tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ</td><td>$\beta \gamma$</td><td>2台</td><td>サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度</td></tr> <tr> <td>放射能測定装置</td><td>$\alpha, \beta \gamma, \gamma$</td><td>3台</td><td>管理区域内のスミヤ試料、じんあい試料等の放射性物質濃度</td></tr> <tr> <td>サーベイメータ</td><td>$\alpha, \beta \gamma, \gamma$</td><td>1式</td><td>線量率並びに表面密度</td></tr> </tbody> </table>	機器	測定線種	台数	測定項目	エリアモニタ	γ	15台	管理区域内の γ 線の線量率	非常用モニタ	γ	5台	臨界事故の検出	排気モニタ 〔 $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	各2台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	室内ダストモニタ	$\alpha, \beta \gamma$	検出器4台 吸引端28ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	移動型ダストモニタ ローカルエアサンプリング装置	$\alpha, \beta \gamma$	2台 2式		ハンドフットモニタ	$\beta \gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	放射能測定装置	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	3台	管理区域内のスミヤ試料、じんあい試料等の放射性物質濃度	サーベイメータ	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	1式	線量率並びに表面密度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th><th>測定線種</th><th>数量</th><th>測定項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td><td>γ</td><td>15台</td><td>管理区域内のγ線の線量率</td></tr> <tr> <td>非常用モニタ</td><td>γ</td><td>5台</td><td>臨界事故の検出</td></tr> <tr> <td>排気モニタ 〔$\beta \gamma$ダストモニタ αダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕</td><td>$\alpha, \beta \gamma, \gamma$</td><td>各2台</td><td>排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度</td></tr> <tr> <td>室内ダストモニタ</td><td>$\alpha, \beta \gamma$</td><td>検出器4台 吸引端28ヶ所</td><td>管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(削る)</td></tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ</td><td>$\beta \gamma$</td><td>2台</td><td>サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(削る)</td></tr> <tr> <td>サーベイメータ</td><td>$\alpha, \beta \gamma, \gamma$</td><td>1式</td><td>線量率並びに表面密度</td></tr> </tbody> </table>	機器	測定線種	数量	測定項目	エリアモニタ	γ	15台	管理区域内の γ 線の線量率	非常用モニタ	γ	5台	臨界事故の検出	排気モニタ 〔 $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	各2台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	室内ダストモニタ	$\alpha, \beta \gamma$	検出器4台 吸引端28ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	(削る)				ハンドフットモニタ	$\beta \gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	(削る)				サーベイメータ	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	1式	線量率並びに表面密度	対象機器の見直し（以下同じ。）
機器	測定線種	台数	測定項目																																																																																				
全身測定装置	γ	1	人体中放射性物質の測定																																																																																				
ガラス線量計等	$\beta \cdot \gamma$	必要数	外部被ばく線量の測定																																																																																				
機器	測定線種	台数	測定項目																																																																																				
エリアモニタ	γ	15台	管理区域内の γ 線の線量率																																																																																				
非常用モニタ	γ	5台	臨界事故の検出																																																																																				
排気モニタ 〔 $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	各2台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度																																																																																				
室内ダストモニタ	$\alpha, \beta \gamma$	検出器4台 吸引端28ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度																																																																																				
移動型ダストモニタ ローカルエアサンプリング装置	$\alpha, \beta \gamma$	2台 2式																																																																																					
ハンドフットモニタ	$\beta \gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度																																																																																				
放射能測定装置	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	3台	管理区域内のスミヤ試料、じんあい試料等の放射性物質濃度																																																																																				
サーベイメータ	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	1式	線量率並びに表面密度																																																																																				
機器	測定線種	数量	測定項目																																																																																				
エリアモニタ	γ	15台	管理区域内の γ 線の線量率																																																																																				
非常用モニタ	γ	5台	臨界事故の検出																																																																																				
排気モニタ 〔 $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	各2台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度																																																																																				
室内ダストモニタ	$\alpha, \beta \gamma$	検出器4台 吸引端28ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度																																																																																				
(削る)																																																																																							
ハンドフットモニタ	$\beta \gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度																																																																																				
(削る)																																																																																							
サーベイメータ	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	1式	線量率並びに表面密度																																																																																				
別表第21 MMF放射線管理用機器（第50条、第65条）	別表第21 MMF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）	記載の適正化																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th><th>測定線種</th><th>数量</th><th>測定項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td><td>γ</td><td>6台</td><td>管理区域内のγ線の線量率</td></tr> <tr> <td>非常用モニタ</td><td>γ</td><td>3台</td><td>臨界事故の検出</td></tr> <tr> <td>排気モニタ 〔$\beta \gamma$ダストモニタ αダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕</td><td>$\alpha, \beta \gamma, \gamma$</td><td>各1台</td><td>排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度</td></tr> <tr> <td>室内ダストモニタ</td><td>$\beta \gamma$</td><td>検出器3台 吸引端20ヶ所</td><td>管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度</td></tr> </tbody> </table>	機器	測定線種	数量	測定項目	エリアモニタ	γ	6台	管理区域内の γ 線の線量率	非常用モニタ	γ	3台	臨界事故の検出	排気モニタ 〔 $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	室内ダストモニタ	$\beta \gamma$	検出器3台 吸引端20ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th><th>測定線種</th><th>数量</th><th>測定項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td><td>γ</td><td>6台</td><td>管理区域内のγ線の線量率</td></tr> <tr> <td>非常用モニタ</td><td>γ</td><td>3台</td><td>臨界事故の検出</td></tr> <tr> <td>排気モニタ 〔$\beta \gamma$ダストモニタ αダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕</td><td>$\alpha, \beta \gamma, \gamma$</td><td>各1台</td><td>排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度</td></tr> <tr> <td>室内ダストモニタ</td><td>$\beta \gamma$</td><td>検出器3台 吸引端20ヶ所</td><td>管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度</td></tr> </tbody> </table>	機器	測定線種	数量	測定項目	エリアモニタ	γ	6台	管理区域内の γ 線の線量率	非常用モニタ	γ	3台	臨界事故の検出	排気モニタ 〔 $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	室内ダストモニタ	$\beta \gamma$	検出器3台 吸引端20ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度																																														
機器	測定線種	数量	測定項目																																																																																				
エリアモニタ	γ	6台	管理区域内の γ 線の線量率																																																																																				
非常用モニタ	γ	3台	臨界事故の検出																																																																																				
排気モニタ 〔 $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度																																																																																				
室内ダストモニタ	$\beta \gamma$	検出器3台 吸引端20ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度																																																																																				
機器	測定線種	数量	測定項目																																																																																				
エリアモニタ	γ	6台	管理区域内の γ 線の線量率																																																																																				
非常用モニタ	γ	3台	臨界事故の検出																																																																																				
排気モニタ 〔 $\beta \gamma$ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ〕	$\alpha, \beta \gamma, \gamma$	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度																																																																																				
室内ダストモニタ	$\beta \gamma$	検出器3台 吸引端20ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度																																																																																				

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
ローカルエアサンプリング装置		1式						対象機器の見直し（以下同じ。）
移動型ダストモニタ	α 、 $\beta\gamma$	2台						
ハンドフットモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度					
放射能測定装置	α 、 $\beta\gamma$	2台	管理区域内のスミヤ試料、じんあい試料等の放射性物質濃度					
サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度					
別表第22 MMF-2 放射線管理用機器（第50条、第65条）				別表第22 MMF-2 放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				記載の適正化
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	
エリアモニタ	γ	5台	管理区域内の γ 線の線量率、臨界事故の検出*	エリアモニタ	γ	5台	管理区域内の γ 線の線量率、臨界事故の検出*	
排気モニタ （ $\beta\gamma$ ダストモニタ） α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	排気モニタ （ $\beta\gamma$ ダストモニタ） α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	
室内ダストモニタ	$\beta\gamma$	検出器2台 吸引端12ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	室内ダストモニタ	$\beta\gamma$	検出器2台 吸引端12ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	
ローカルエアサンプリング装置		1式						
移動型ダストモニタ	α 、 $\beta\gamma$	1台						
ハンドフットモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	ハンドフットモニタ	$\beta\gamma$	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	
サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度	サーベイメータ	α 、 $\beta\gamma$ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度	

* : 3台が臨界事故の検出機能を合わせ持つ

変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
別表第23 F M F 放射線管理用機器（第50条、第65条）								記載の適正化
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	
エリアモニタ	γ	22台	管理区域内の γ 線及び中性子線の線量率	エリアモニタ	γ	22台	管理区域内の γ 線及び中性子線の線量率	
	n	2台	臨界事故の検出		n	2台	臨界事故の検出	
非常用モニタ	γ	2台		非常用モニタ	γ	2台	臨界事故の検出	
排気モニタ （ β γ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ）	α 、 β γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	排気モニタ （ β γ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ）	α 、 β γ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	
室内ダストモニタ	α 、 β γ	検出器6台 吸引端20ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	室内ダストモニタ	α 、 β γ	検出器6台 吸引端20ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	
室内ダストモニタ （作業管理用）	α 、 β γ	検出器2台 吸引端2ヶ所						対象機器の見直し（以下同じ。）
移動型ダストモニタ	α 、 β γ	4台						
ローカルエアサンプリング装置		2式						
移動型ガスマニタ	β γ	1台	管理区域内の空気中の放射性ガスの濃度					
ハンドフットモニタ 又はゲートモニタ	β γ	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	ハンドフットモニタ 又はゲートモニタ	β γ	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	
放射能測定装置	α 、 β γ 、 τ	3台	管理区域内のスミヤ試料、じんあい試料等の放射性物質濃度					
サーベイメータ	α 、 β γ 、 τ 、n	1式	線量率並びに表面密度	サーベイメータ	α 、 β γ 、 τ 、n	1式	線量率並びに表面密度	
別表第24 W D F 放射線管理用機器（第50条、第65条）								記載の適正化
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	
エリアモニタ	γ	12台	管理区域内の γ 線の線量率	エリアモニタ	γ	12台	管理区域内の γ 線の線量率	
排気モニタ （ β γ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ）	α 、 β γ 、 τ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	排気モニタ （ β γ ダストモニタ α ダストモニタ ヨウ素モニタ ガスモニタ）	α 、 β γ 、 τ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	
室内ダストモニタ	β γ	検出器4台 吸引端18ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	室内ダストモニタ	β γ	検出器4台 吸引端18ヶ所	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	

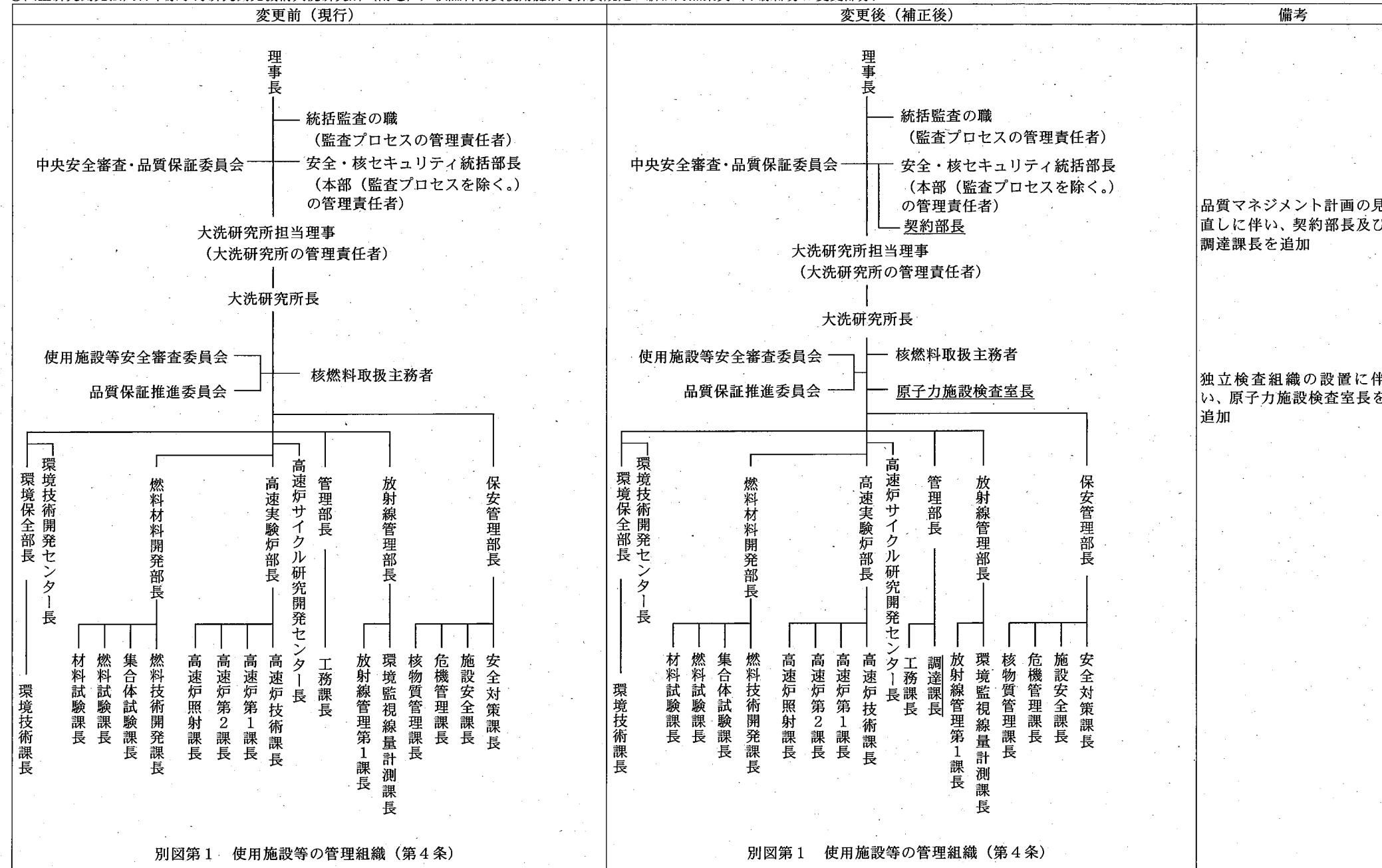
変更前（現行）				変更後（補正後）				備考
室内ダストモニタ (作業管理用)	α 、 β γ	検出器3台 吸引端10ヶ所						対象機器の見直し（以下同じ。）
移動型ダストモニタ	α 、 β γ	3台						
ローカルエアサンプリング装置		1式						
ハンドフットモニタ又はゲートモニタ	β γ	2台	サービスエリアから操作室、操作室から管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度					
放射能測定装置	α 、 β γ 、 γ	3台	管理区域内のスミヤ試料じんあい試料等の放射性物質濃度					
サーベイメータ	α 、 β γ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度					
別表第25 JWTF放射線管理用機器（第50条、第65条）				別表第25 JWTF放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				記載の適正化
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	
エリアモニタ	γ	5台	管理区域の γ 線の線量率	エリアモニタ	γ	5台	管理区域の γ 線の線量率	
排気モニタ	β γ	1台	排気中の放射性じんあいの濃度	排気モニタ	β γ	1台	排気中の放射性じんあいの濃度	
ローカルエアサンプリング装置		1式	管理区域の空気中の放射性じんあいの濃度					対象機器の見直し
ゲートモニタ	β γ	1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度	ゲートモニタ	β γ	1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度	
サーベイメータ	α 、 β γ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度	サーベイメータ	α 、 β γ 、 γ	1式	線量率並びに表面密度	
別表第26 Iraf放射線管理用機器（第50条、第65条）				別表第26 Iraf放射線管理用機器の測定箇所及び使用方法（第50条、第65条）				記載の適正化
放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	放射線管理用機器	測定線種	数量	測定項目	
エリアモニタ	γ	2台	管理区域の γ 線及び中性子線の線量率	エリアモニタ	γ	2台	管理区域の γ 線及び中性子線の線量率	
	n	1台			n	1台		
排気モニタ	α 、 β γ	各1台	排気中の放射性じんあいの濃度	排気モニタ	α 、 β γ	各1台	排気中の放射性じんあいの濃度	
[β γ ダストモニタ] [α ダストモニタ]								
ローカルエアサンプリング装置		1式	管理区域内の空気中の放射性じんあい濃度					対象機器の見直し
ハンドフットモニタ	α 、 β γ	各1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度	ハンドフットモニタ	α 、 β γ	各1台	管理区域から退出する者の手足、衣服等の表面密度	
サーベイメータ	α 、 β γ 、 γ 、n	1式	線量率並びに表面密度	サーベイメータ	α 、 β γ 、 γ 、n	1式	線量率並びに表面密度	
別表第27～別表第40（省略）				別表第27～別表第40（変更なし）				

変更前（現行）		変更後（補正後）		備考			
別表第41 巡視点検（第65条、第77条）		別表第41 巡視（第65条、第77条）		法令改正に伴う記載の適正化			
設備区分			設備区分				
セル等 ^{*1}			セル等 ^{*1}	イ 差圧（フードにあっては吸引状態）			
フード ^{*1}			フード ^{*1}	口 セルのγ線の線量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ ^{*2} の指示温度			
廃棄物処理設備 ^{*3}			廃棄物処理設備 ^{*3}	外観点検			
廃液設備			廃液設備				
廃液処理装置 ^{*4}			廃液処理装置 ^{*4}				
電源設備			電源設備	イ 電流 口 電圧			
無停電電源設備 ^{*5}			無停電電源設備 ^{*5}	電圧			
換気設備 ^{*6}			換気設備 ^{*6}	フィルタ差圧			
* 1 : AGF、MMF、MMF-2、FMF、WDF 及び J W T F 設備							
* 2 : AGF 設備及び WDF 設備							
* 3 : J W T F 設備							
* 4 : AGF 設備及び WDF 設備							
* 5 : AGF、MMF、MMF-2、FMF、WDF 及び I R A F 設備							
* 6 : 管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る							
別表第42 使用施設の定期的な自主検査（第79条）							
(1) 施設管理者が実施する項目							
設備区分		検査項目					
セル等 ^{*1}		イ セルしゃへい扉のインターロック作動試験（セル以外は除く。）					
フード ^{*1}							
廃棄物処理設備 ^{*2}		イ ポンプ機能検査 口 各種弁機能検査					
廃液設備							
廃液処理装置 ^{*3}							
換気設備 ^{*4 *5}		イ 自動制御装置機能検査 口 排風機能検査 ハ 警報装置作動試験 ニ 各種弁機能検査					
電源設備 ^{*5}		イ 絶縁抵抗測定					
非常用電源設備 ^{*5}		口 機能検査					
* 1 : AGF、MMF、MMF-2、FMF、WDF 及び J W T F 設備							
* 2 : J W T F 設備							
* 3 : AGF 及び WDF 設備							
* 4 : 管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る							
* 5 : J W T F の換気設備、電源設備、非常用電源設備を除く。							
(2) 高速炉第2課長が実施する項目（J W T F）							
設備区分		検査項目					
換気設備*		イ 自動制御装置機能検査 口 排風機能検査 ハ 警報装置作動試験 ニ 各種弁機能検査					

変更前（現行）		変更後（補正後）	備考
電源設備	<input checked="" type="checkbox"/> 絶縁抵抗測定		
非常用電源設備	<input type="checkbox"/> 機能検査		
* : 管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る。			
別表第4 3～別表第4 4	（省略）	別表第4 3～別表第4 4	（変更なし）

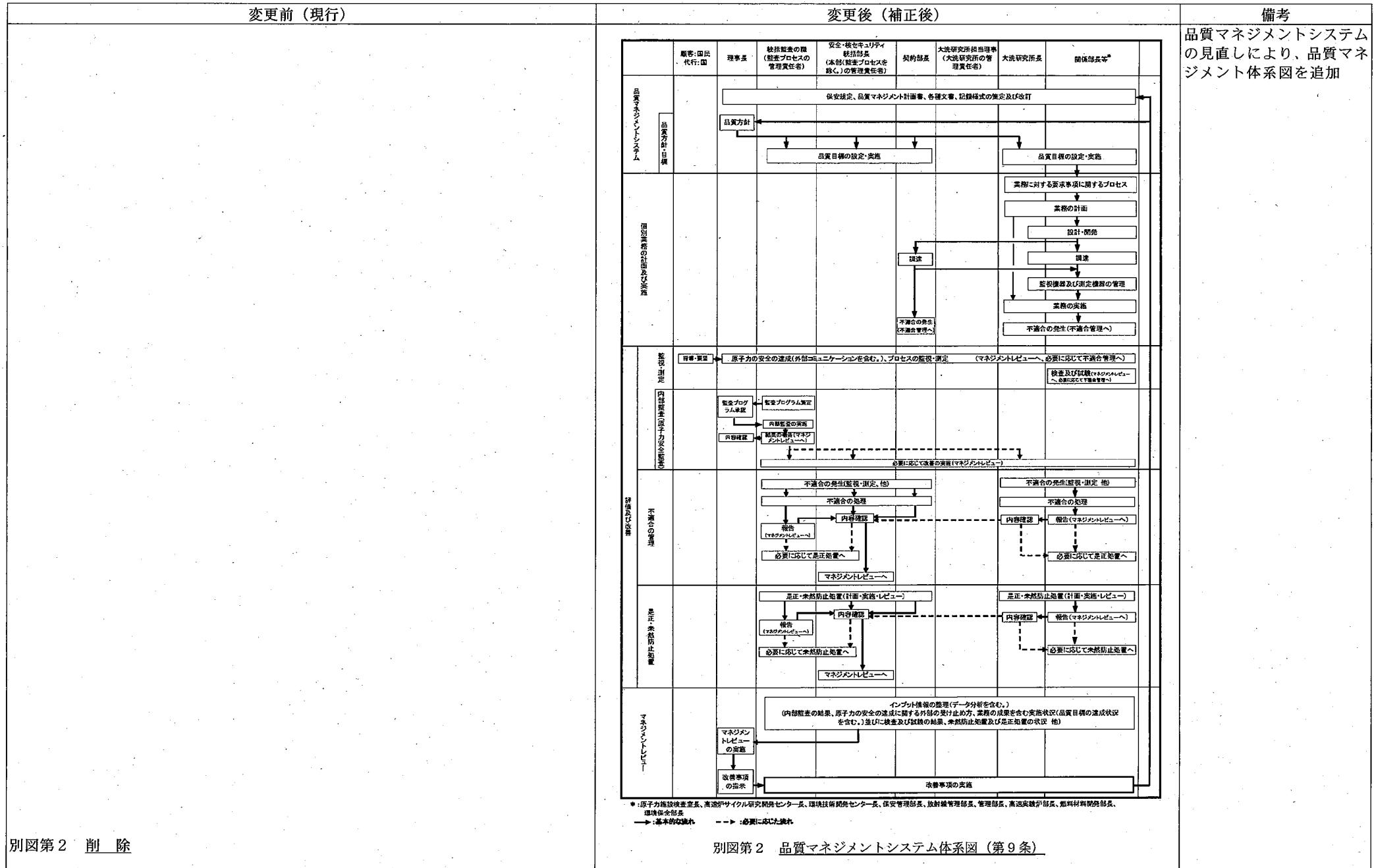
別 図

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照条文(下線部分は変更部分)



別図第1 使用施設等の管理組織（第4条）

別図第1 使用施設等の管理組織（第4条）



別図第2 削除

別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第9条）

変更前（現行） (新設)	変更後（補正後）	
	<p>4.品質マネジメントシステム（4.1一般要求事項）</p> <p>5.経営者等の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> Plan <ul style="list-style-type: none"> 5.1 経営者の関与 5.2 原子力安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 <ul style="list-style-type: none"> 5.4.1 品質目標 5.4.2 マネジメントシステムの計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.6 マネジメントレビュー <p>Do 7.業務の計画及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 7.2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス <ul style="list-style-type: none"> 7.1 業務の計画 <ul style="list-style-type: none"> 運転管理、核燃料物質等の管理、放射線管理、放射性廃棄物の管理、保守管理、非常の場合に備すべき处置 7.3 設計・開発 7.4 調達 7.5 業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> 7.6 監視機器及び測定機器の管理 <p>Check, Act 8.評価及び改善（8.1一般）</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.2 監視及び測定 <ul style="list-style-type: none"> 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 8.3 不適合管理 8.4 データの分析及び評価 8.5.1 繼続的改善 8.5.2 是正措置等 8.5.3 未然防止措置 	<p>備考 品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステムプロセス関連図を追加</p>

別図第2. 1 品質マネジメントシステムプロセス関連図（第9条）

別図第3～別図第9（省略）

別図第3～別図第9（変更なし）

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>周辺監視区域 モニタリングポスト</p> <p>0 100 200m</p>	(変更なし)	
<p>別図第10 周辺監視区域図（第35条、第46条）</p> <p>別図第11（省略）</p>	<p>別図第10 周辺監視区域図（第35条）</p> <p>別図第11（変更なし）</p>	第46条の見直しに伴い 番号を削る。